

令和3年度

鵜方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事

図 面 リ ス ト					
A-00	特記仕様書(共通事項・仮設工事)	E-01	電気設備特記仕様書(1)	M-01	機械設備特記仕様書(1)
A-01	特記仕様書(建築改修工事仕様)	E-02	電気設備特記仕様書(2)	M-02	機械設備特記仕様書(2)
A-02	付近見取図・配置図・仮設計画図(参考図)	E-03	付近見取図・配置図	M-03	付近見取図・配置図
A-03	園舎 立面図	E-04	動力設備平面図	M-04	空調設備平面図
A-04	園舎 1階平面図	E-05	園舎 立面図		
A-05	園舎 2階平面図				
A-06	遊戯室 立面図				
A-07	遊戯室 平面図				
A-08	遊戯室 断面図				
A-09	外構図				

発注者：志摩市

(A2からA3への71%縮小版)

特記仕様書： 共通事項・仮設工事

1. 共通仕様
 (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、三重県公共工事共通仕様書及び「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)」による。(以下「標準仕様書」という。)による。
 (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
 電気設備工事の工事仕様書は(E/01)図、
 機械設備工事の工事仕様書は(M/01)図による。
 (3) 改修工事を本工事に含む場合は、改修工事は改修工事の工事仕様書を適用する。
 改修工事の工事仕様書は(A/01)図による。
 (4) 受注者は建築基準法第7条の定めによる完了検査(同法第7条の3の定めによる中間検査を含む)時には、特定行政庁(建築主事等)が求める検査に必要な資料(報告書等)を用意すること。
2. 特記仕様
 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 (2) 特記事項の中で選択する事項(・印の付いたもの)は、◎印の付いたものを適用する。
- (3) 特記事項に記載の[. . .]内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 (4) 受注者は、南海トラフ地震防災対策推進地域における工事にあつては、南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。
 上記事実が発生した場合は、契約書第26条(臨機の措置)の規定による。
 (5) 標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により(条例を含む)に抵触する場合には、関係法令等の遵守[1.1.13]の規定を優先する。

章	項目	特記事項
① 共通事項	① 適用基準等	建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修(平成28年版) 各図面において、(○-○○-○)内の数字は適用する上記詳細番号を示す。 工事写真の撮り方(改訂第二版) 建築編 建設大臣官房官庁営繕部監修 ・建築物解体工事共通仕様書同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成31年版) ◎ 三重県建設副産物処理基準
	② 工事実績情報の登録	[1.1.4] 請負代金額が500万円以上(消費税込み)の元請負人は、工事実績情報を(財)日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(CORINS)に登録するものとする。 なお、登録内容を訂正する必要がある場合は、標準仕様書に記載された登録の手順に準じて訂正するものとする。 また、変更契約日と工事完了日の間が、10日に満たない場合は、変更契約時の登録を省略することができるものとする。
	③ 概成工期	[1.2.1] 総合試運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期のおおむね(14)日前までに支障のない状態まで完了していること。
	④ 電気保安技術者	[1.3.3] ◎適用する
	5 施工条件	[1.3.5] ・施工時間 (・指定なし ・ 監督職員と協議) ・施工順序 ◎指定なし ・ 図示 ・ 〃) ・工事用車両の駐車場 (・指定なし ・ 図示 ・ 〃) ・資機材置場 (・指定なし ・ 図示 ・ 〃) ・現場事務所 (・指定なし ・ 図示 ・ 〃) ・建設発生土仮置場 (・指定なし ・ 図示 ・ 〃)
⑥ 発生材の処理等	[1.3.11] ・引渡しを要するもの(・金属類 ・ PCB含有物 ・) ・特別管理産業廃棄物(・廃石綿 ・) ・現場において再利用を図るもの() ・引渡しを要するもの、再資源化を図るものについては調査を作成して監督職員へ提出すること。	◎引き渡しに要する以外のものには、全て構外へ搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資材の有効な利用を促進する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し監督職員に報告する。 (マ)AS/A、B2、D、E票を提示し、集計表を提出すること。)
	◎特定建設資材の再資源化等	・建設副産物情報交換システムの利用 請負者は受注時においてリサイクル対象工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出すること。 また、工事完了後にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へ実施報告を行うこと。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 本工事の施工にあつては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。
	◎特定建設資材の再資源化等	本工事が、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法第104号 以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であつて、その規模に関する基準以上の工事(以下「対象工事」という。)である場合は、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であつた場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。工事契約後に明らかになつたやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1(再生資源利用計画書(実施書))及び様式2(再生資源利用促進計画書(実施書))を兼ねるものとする。 本工事が「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じた適切な措置を講ずるものとする。
	建設リサイクル法 ・ 対象工事 ◎対象工事外	

章	項目	特記事項																				
① 共通事項	◎別表1 建築物に係る解体工事	工程ごとの作業内容及び解体方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 建築設備、内装材等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根ふき材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材・上部構造部分</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>◎その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ◎ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別・解体の方法	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材・上部構造部分	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	◎その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ◎ 手作業と機械作業の併用		
	工 程	作業内容	分別・解体の方法																			
	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			
・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 外装材・上部構造部分	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
◎その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ◎ 手作業と機械作業の併用																				
・別表2 建築物に係る新築工事等(・新築 ・増築 ・修繕 ・模様替)	工程ごとの作業内容及び解体方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材、上部構造部分</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備、内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別・解体の方法	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部分	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工 程	作業内容	分別・解体の方法																				
・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 外装材、上部構造部分	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・別表3 建築物以外の物に係る解体工事又は新築工事等(・外構 ・工作物等)	工程ごとの作業内容及び解体方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 仮設</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 土工</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体構造</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体付属品</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別・解体の方法	・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体構造	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工 程	作業内容	分別・解体の方法																				
・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 本体構造	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
① 環境への配慮	[1.4.1] 化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から5)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤はフタル酸ジブチル及びフタル酸ジエチルヘキシルを含有しない難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 5) 1)、3)及び4)の建築材料を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。																					
③ 材料の品質等	[1.4.2] また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>規制対象外</th> <th>該当する材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通省大臣認定品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 次の表示のあるJ A S適合品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 接着剤等不使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規制対象外	該当する材料	① J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品		② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通省大臣認定品		③ 次の表示のあるJ A S適合品		a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用		b. 接着剤等不使用		c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用		d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用		e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用		f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料		
規制対象外	該当する材料																					
① J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品																						
② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通省大臣認定品																						
③ 次の表示のあるJ A S適合品																						
a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用																						
b. 接着剤等不使用																						
c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用																						
d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用																						
e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用																						
f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料																						
	1) 本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。																					

章	項目	特記事項																												
① 共通事項	3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。																													
	4) 本工事に使用する材料は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、この証明となる資料(外部機関が発行する証明書等の写し等)を監督職員に提出し承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の監理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を所得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。																													
② 建設発生土の処理	5) 製造業者等に関する資料等の提出を求める材料 ・ 有 ◎ 無 ・ () ・ () ・ () ・ ()	[3.2.5] ・ 構外搬出適切処理 ・ 処分地指定 処分地(未定別途協議) ・ 処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8Km																												
	10 建設汚泥の処理	本工事で建設汚泥が発生する場合は「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」(国営計第36号 平成18年6月12日)、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について」(国営計第38号 平成18年6月12日)に基づき建設汚泥の再生利用を行う。 再生利用の種別 ・ 埋戻し及び盛土材として利用 ・ 再生処理方法 ・ 脱水処理 ・ 安定処理(セメント、石灰による改良処理) 要求品質 「建設汚泥処理土利用技術基準について(国営計第41号 平成18年6月12日)表-4 建設汚泥処理土の適用用途標準」における下記の区分とする。 ・ 第3種処理土																												
② 完成時の提出書類	11 化学物質の濃度測定	[1.5.9] 測定室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、報告すること。 測定対象化学物質 (●で示したものとする。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パラジクロロベンゼン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table>	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン	学校教育施設	●	●	●	●	●	●	住宅	●	●	●	●	●	●	その他	●	●	●	●	●	●
	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン																							
学校教育施設	●	●	●	●	●	●																								
住宅	●	●	●	●	●	●																								
その他	●	●	●	●	●	●																								
◎完成図(施工図、施工計画書を除く) ◎新規に作成 ・ 既存完成図を修正 記載内容は監督職員と協議する。 完成図CADデータ(CD-R)	報告書提出部数 2 部 対象箇所(・図示 ・) 測定方法 ・ パンツ採取による蒸気拡散式分析法 ・ 厚生労働省の標準法 [1.7.1~3]表[1.7.1]																													
④ 仮設工事	◎安全に関する資料 提出 ◎1部 ・ ・ 施工図() 提出 ・ 原図及びその複写図1部 ・ ◎施工計画書() 提出 ◎1部 ・	本工事に係る施工図及び施工計画書の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に委譲するものとする。 製作図等で原図として提出が出来ないものは、原図に変わるものとしてよい。 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。																												
	13 設計GL	・ 設計GL=BIM+ mm(現状地盤高は図示)																												
④ 騒音・振動の防止	15 設備工事との取り合い	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																												
	本工事の施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ	施工図 ・ 設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。																												

章	項目	特記事項																																				
① 共通事項	18 工事写真	工事写真の撮り方/建築、及び同/建築設備(建設大臣官房官庁営繕部監修)を参考に撮影する。 提出部数 1 部																																				
	① 完成写真	撮影箇所数 ・ 外観4面程度 本完成写真の著作権者の権利は、発注者に委譲するものとする。 提出内容 ・ 電子データ 1部 画素:長辺で2880P1X以上 記録方式:RGB(フルカラー) ・ JPEG最高画質 記録媒体:CD-R(1SO) ◎カラープリント(1)部 アルバム(大きさ335mm×290mm程度) ・ 無し ・ 有り																																				
② 仮設工事	19 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。																																				
	20 消防提出書類	・ 消火器の設置届については、電気及び機械設備について設置届が不要な場合は、建築にて設置届を提出するものとする。 ・ 防火対象物使用開始届については書類作成(建築図面の用意及び建築に関する部分の記述)を行うこと。																																				
② 仮設工事	21 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	・ 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの)期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにより定めること。 ・ 検査終了後の期間 検査完了後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。																																				
	22 官公署その他への届出手続及び検査	a 関係官公署その他への関係機関への必要な届出手続等の種別、手順、時期等を一覧表にしてあらかじめ監督職員に提出する。 b 関係官公署その他の立会い検査を必要とするものは、監督職員と打合せのうえ、検査を受け、その結果を監督職員に報告する。 c bの検査の結果、不合格の箇所がある場合は、すみやかに補正し、必要な手続を行い、その結果を監督職員報告する。 d cの補正に直接要する費用は施工者の負担とする。																																				
② 仮設工事	23 総合図の作成	・ 総合図は、施工者が、発注者の直接発注工事を含めた工事の全体概要と相互関係を把握し、工種別施工図の適正化と効率化の為に活用することを目的とする。工種別施工図に先行して作成し、監督職員の承諾を受ける。 ・ 監督職員の指示により、建築工事施工者が元図(平面図、断面図、天井伏図等)を作成する。設備その他の各関連工事各施工者は、協力して各工事の機器類等を元図に記載し、相互調整をおこなう。 ・ 施工に関する調整は施工者間で行い、設計図書の変更、発注者の直接発注工事、及び設計変更に関する調整は監督職員が行う。																																				
	24 技能士	職種別に可能なものについては積極的に活用すること																																				
② 仮設工事	① 足場	[2.2.4] 足場を設ける場合、[2.2.4](b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」(厚生労働省 平成21年4月「手すり先行工法に関するガイドライン」について(別紙1))における2の(2)手すり据置方式、又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。																																				
	② 監督職員事務所	・ 設ける ◎設けない [2.3.1] 規模(m2程度) ・ 10 ・ 20 ・ 35 ・ 65 ・ 100																																				
② 仮設工事	3 監督職員事務所の備品等	備品等の設置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白浜</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類の干</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除機</th> <th>請負者加入電話・FAX</th> <th>イヤホン</th> <th>冷暖房機器</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	机・いす	書棚	黒板・白浜	掛時計	温度計	数量	個	個	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類の干	数量	足	着	個	個	個	種類	消火器	掃除機	請負者加入電話・FAX	イヤホン	冷暖房機器	数量	個	個	台	台	台
	種類	机・いす	書棚	黒板・白浜	掛時計	温度計																																
数量	個	個	個	個	個																																	
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類の干																																	
数量	足	着	個	個	個																																	
種類	消火器	掃除機	請負者加入電話・FAX	イヤホン	冷暖房機器																																	
数量	個	個	台	台	台																																	
④ 仮設便所	構内既存の施設 ◎利用できない ・ 利用できる																																					
⑤ 工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できない ◎利用できる(◎有償 ・ 無償)																																					
⑥ 工事電力	構内既存の施設 ・ 利用できない ◎利用できる(◎有償 ・ 無償)																																					

II 建築改修工事仕様 工事名 令和3年度 鵜方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事	
1. 共通仕様 (1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工編)(平成31年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工編)(平成31年度版)」(以下「標準仕様書」という。)による。 (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は(/ /)図、及び機械設備工事の特記仕様書は(/ /)図による。 (3) 本特記仕様書の表記 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 3) 特記事項に記載の[. . .] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の(. . .) 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 5) 東海地震に係る地震防災対策強化地域内における工事にあつては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第26条(臨機の処置)によって処理されたものとする。	① 一般共通事項

① 適用基準 1) 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ・建築解体工事共通仕様書(平成31年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 2) 本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。 建築工事標準詳細図(平成31年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課	② 施工条件 1) 幼稚園、監督職員との協議により、施工日を決定する。	③ 環境への配慮 1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次のi)からiv)を満たすものとする。 i) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ii) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 iii) 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 iv) i)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生量が極めて少ない材料を使用したものとする。 2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次のi)又はii)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次のiii)又はiv)に該当する材料を指す。 i) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ii) 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 iii) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 iv) 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (1.4.2) [1.4.2]
---	--	---

④ 材料の品質等 1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承認を受ける。 3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次のi)からvi)の事項を満たすものとし、この証明となる資料(外部機関が発行する証明書等)を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 i) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ii) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 iii) 安定的な供給が可能であること。 iv) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 v) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 vi) 販売、保守等の営業体制を整えていること。 5) 製造業者等に関する資料等の提出を求めた材料 ・鉄骨柱下無収縮モルタル・無収縮グラウト材・乾式保護材(防水立上部) ・既成調合モルタル(4t/工所用)・既成調合目地材・ルーフドレイン・吸水調整材(砂目用)・錠前類・クローザー類・自動扉機構・自閉式上吊り引戸機構(手動開き式)・重量シャッター ・軽量シャッター・オーバーヘッドドア・防水剤・現場発泡断熱材 ・フリーアクセスフロア・可動間仕切(アライヴド7) ・トイレブス・衝突用成形ライニング材・天井点検口・床点検口 ・グレーチング・屋上緑化システム・トップライト・エポキシ樹脂 ・ポリマーセメントモルタル・鋼鉄製ふた 6) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督職員に提出すること。 7) 本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「志摩市公共建築物等木材利用方針」に基づく木材を最優先し、つぎ「三重の木」利用促進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機構が認証する「あかね材」の優先利用に努めること。
--

⑤ 施工調査 6 PCB含有シーリング材の調査 7 化学物質の濃度判定 8 養生材の処理等	⑥ 特記事項 ○施工計画調査 本工事該当部位及び関連部位について既存施設(埋設配管を含む)について事前調査、情報収集を行う。 立面図、平面図等に記載、必要に応じ写真を添付 ・埋設配管の試験 範囲、復旧方法 ※図示 ・第一次判定(シーリング材種の判定) 日本シーリング材工業会に次のシーリング材のサンプルを送付し、材種の判定を行う。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。 サンプル採取箇所() 採取箇所数() ・第二次判定(PCB含有量の分析) 専門分析機関に次のシーリング材のサンプルを送付し、PCB含有量の分析を行う。なお、分析サンプルの四角は除去し、採取部の内部(大気にさらされていない部分)を取り出して分析する。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。 サンプル採取箇所() 採取箇所数() i) 施工完了後、引渡前に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を判定し、判定結果を監督職員に報告する。 ii) 判定対象室及び測定箇所数は次のとおり。 測定対象室() 測定箇所数() 測定対象室() 測定箇所数() 測定対象室() 測定箇所数() ・引渡しを要するもの ・金属類 ・PCBを含む機器類() ・PCB含有シーリング材 使用箇所() ・特別管理産業廃棄物 ・廃アスベスト 9章による ・廃油 ・臭化リチウム水溶液等 ・鉛蓄電池 ・アルカリ蓄電池 ・現場において再利用するもの ・建設汚泥 ※再生資源化施設に搬出 ・再資源化を図るもの ・小型蓄電池 ・蛍光ランプ及びHIDランプ ・硬化塩化ビニル管及び継手 ・廃せっこうボード ・ガラス ・せっこうボード i) 廃せっこうボードの表面の表示を確認し、石綿、ヒ素、カドミウムを含有するか又は、含有していないことが確認できない場合は、各製造工場に問い合わせの上、監督職員と協議する。 ii) 石綿含有廃せっこうボード 9章による ・その他の含有物質() 搬出先() 上記搬出先については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお提示する施設と異なる場合にも設計変更の対象としない。 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化の実施について適切な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議する。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。 ○分別解体方法
--	--

⑦ 特定建設資材の処理 ⑧ 仮設間仕切 ⑨ 仮設職員等	○分別解体方法 <table border="1"> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> <tr> <td>i) 「造成等」</td> <td>造成等の工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ii) 基礎・基礎ぐい</td> <td>基礎、基礎ぐいの工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>iii) 上部構造部分・外装</td> <td>上部構造部分、外装の工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>iv) 屋根</td> <td>屋根の工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>v) 建築設備・内装等</td> <td>建築設備、内装等の工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩ その他(外構)</td> <td>その他の工事</td> <td>手作業・機械作業の併用</td> </tr> </table> i) 建築設備、内装材等 ii) 屋根ふき材 iii) 外装材、上部構造部分 iv) 基礎、基礎ぐい v) その他 ○特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設 <table border="1"> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>再資源化等をする施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>未定</td> <td></td> </tr> </table> コンクリート及び鉄から成る建設資材 木材 アスファルト・コンクリート	工程	作業内容	分別解体等の方法	i) 「造成等」	造成等の工事		ii) 基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの工事		iii) 上部構造部分・外装	上部構造部分、外装の工事		iv) 屋根	屋根の工事		v) 建築設備・内装等	建築設備、内装等の工事		⑩ その他(外構)	その他の工事	手作業・機械作業の併用	特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所在地	コンクリート	未定	
工程	作業内容	分別解体等の方法																										
i) 「造成等」	造成等の工事																											
ii) 基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの工事																											
iii) 上部構造部分・外装	上部構造部分、外装の工事																											
iv) 屋根	屋根の工事																											
v) 建築設備・内装等	建築設備、内装等の工事																											
⑩ その他(外構)	その他の工事	手作業・機械作業の併用																										
特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所在地																										
コンクリート	未定																											

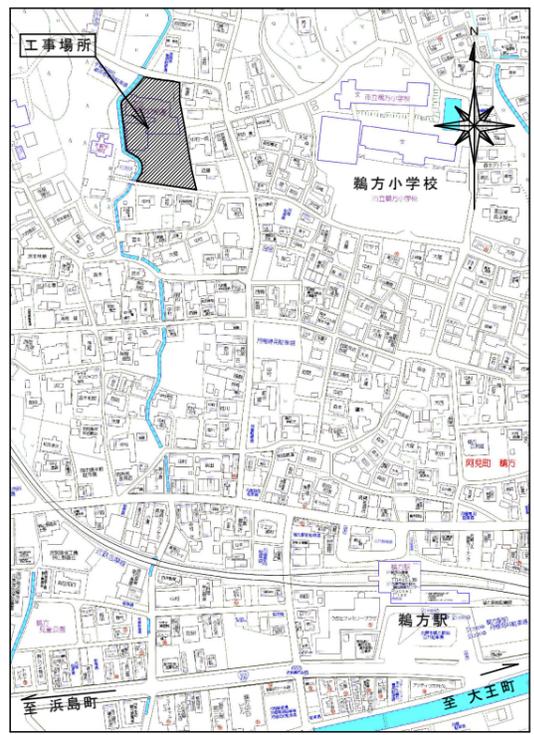
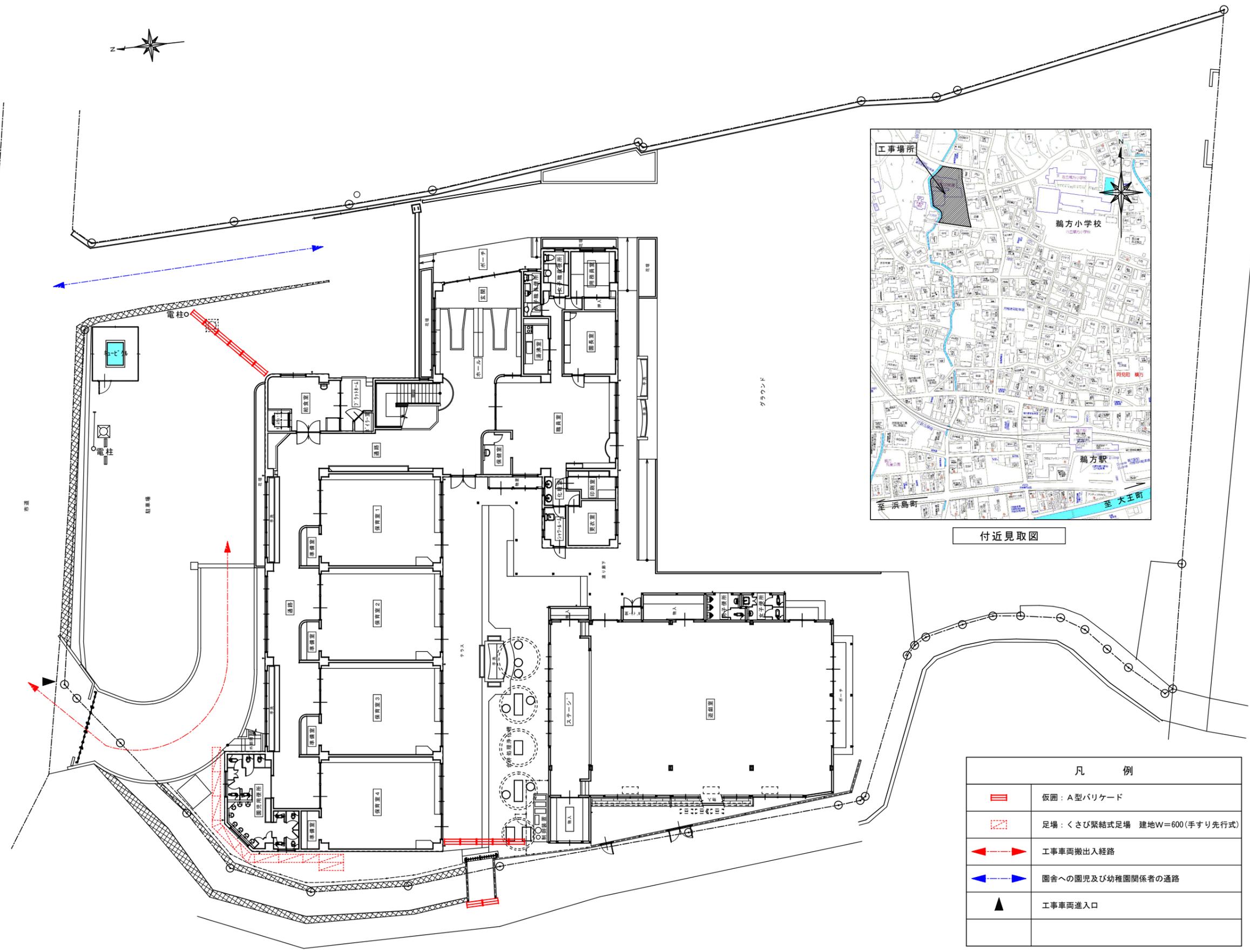
⑩ 仮設職員等 ・設ける ○設けない 規模(m程度) ・10 ・15 ・20	3 仮設間仕切 1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 図示 2) 仮設間仕切りの種別と材質等 [2.3.2] [表2.3.1] <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>下地</th> <th>仕上げ(厚さmm)</th> <th>塗装</th> <th>充填剤</th> </tr> <tr> <td>・A種</td> <td>・木</td> <td>・せっこうボード(9.5mm)</td> <td>・無し</td> <td>※有り</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・軽量鉄骨</td> <td>・合板(9.0mm)</td> <td>・無し</td> <td>・片面</td> </tr> <tr> <td>※C種</td> <td>・単装</td> <td>・防炎シート</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 充填剤: グラマク432k (厚: 50mm以上) 3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>仕上げ</th> <th>塗装</th> </tr> <tr> <td>※木製</td> <td>※合板張り程度</td> <td>・無し ・片面</td> </tr> </table>	種別	下地	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填剤	・A種	・木	・せっこうボード(9.5mm)	・無し	※有り	・B種	・軽量鉄骨	・合板(9.0mm)	・無し	・片面	※C種	・単装	・防炎シート			材質	仕上げ	塗装	※木製	※合板張り程度	・無し ・片面
種別	下地	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填剤																							
・A種	・木	・せっこうボード(9.5mm)	・無し	※有り																							
・B種	・軽量鉄骨	・合板(9.0mm)	・無し	・片面																							
※C種	・単装	・防炎シート																									
材質	仕上げ	塗装																									
※木製	※合板張り程度	・無し ・片面																									

⑪ 建設発生土の処理方法 ⑫ 完成写真	特記事項 ・ 場外指定場所に搬出し、搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。 搬出場所() 受入条件() 処分費() 仮置場() ・ 「建設発生土情報交換システム」を活用し近隣の受入先を調査の上、搬出距離受入条件等が確認できる資料を監督職員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。なお、次の運搬に相当する経費を見込んでいる。 搬出距離() DID区間() 仮置場() ・ 場内指定場所に敷き均し 場内指定場所に推積 ・ 撮影者: 建築完成写真の撮影実績があるもので、監督職員が承諾する業者 撮影箇所数 ※()箇所 ※電子データ(JPEGフルカラー、圧縮率1/4程度)1部 画素数、画質等 4500×3000 ピクセル以上で画像補正を行ったもの ・カラー印刷紙キャビネット版()枚 ・四つ切()枚 ※アルミ額縁 ・半切()枚 ※アルミ額縁 ○撮影者: 任意 撮影箇所数 ※()箇所 ※電子データ(JPEGフルカラー)1部 画素数、画質等 1280×960 ピクセル以上 ・カラー印刷紙キャビネット版()
------------------------	--

⑬ 足場その他 ⑭ 既存部分の養生 ⑮ 仮設職員等	[2.2.1] ・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあつては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・内部足場 種別(・きやつつ、足場板等、欄足場) ○外部足場 種別 ○A種・B種・C種・D種・E種・きやつつ [表2.2.1] ・防護シートを設置 ・養生シート・福祉養生シート・金網・防音シート・防音パネル 材料、撤去材等の運搬方法 [表2.2.2] 種別(・A種 ○B種 ・C種 ・D種 ・E種) C種: 利用可能なエレベーター() D種: 利用可能な階段() [2.3.1] ① 養生の方法等 ○既存部分 養生の方法 (※ビニルシート等) ・既存家具等 養生の方法 (※ビニルシート等) ・既存ブラインド、カーテン等 養生方法 (・ビニルシート等) 保管場所 ○施設内は別途協議 ・備品、机、ロッカー等の移動 ○施設内は別途協議 ② 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。 1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 図示 2) 仮設間仕切りの種別と材質等 [2.3.2] [表2.3.1] <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>下地</th> <th>仕上げ(厚さmm)</th> <th>塗装</th> <th>充填剤</th> </tr> <tr> <td>・A種</td> <td>・木</td> <td>・せっこうボード(9.5mm)</td> <td>・無し</td> <td>※有り</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・軽量鉄骨</td> <td>・合板(9.0mm)</td> <td>・無し</td> <td>・片面</td> </tr> <tr> <td>※C種</td> <td>・単装</td> <td>・防炎シート</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 充填剤: グラマク432k (厚: 50mm以上) 3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>仕上げ</th> <th>塗装</th> </tr> <tr> <td>※木製</td> <td>※合板張り程度</td> <td>・無し ・片面</td> </tr> </table> ・設ける ○設けない 規模(m程度) ・10 ・15 ・20	種別	下地	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填剤	・A種	・木	・せっこうボード(9.5mm)	・無し	※有り	・B種	・軽量鉄骨	・合板(9.0mm)	・無し	・片面	※C種	・単装	・防炎シート			材質	仕上げ	塗装	※木製	※合板張り程度	・無し ・片面
種別	下地	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填剤																							
・A種	・木	・せっこうボード(9.5mm)	・無し	※有り																							
・B種	・軽量鉄骨	・合板(9.0mm)	・無し	・片面																							
※C種	・単装	・防炎シート																									
材質	仕上げ	塗装																									
※木製	※合板張り程度	・無し ・片面																									

⑯ シーリング ⑰ 天井点検口 ユニツト及び仕上工事 ⑱ アスファルト舗装 舗装工事	[3.7.2, 8] シーリング改修工法の種類 ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 ポンドブレーカー張り ・適用する ・適用しない エッジング材張り ・適用する ・適用しない シーリング材の種類、施工箇所 下表以外は、改修標準仕様書表3.7.11による <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>シーリング材の種類(記号)</th> </tr> <tr> <td>・サッシアルミパネル廻り</td> <td>○変成シリコン(SR-1)</td> </tr> <tr> <td>・外壁サッシ廻り</td> <td>・変成シリコン(MS-2)</td> </tr> </table> シーリング材の目地寸法 ※改修標準仕様書3.7.3(a)(1)~(3)による [22.4.2~3][表22.4.1] <table border="1"> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>車道部の基層</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>○アスファルト舗装</td> <td>・無し ○有り</td> <td></td> </tr> </table> アスファルト・再生アスファルト ○ストレートアスファルト [22.4.3] 骨材・アスファルトコンクリート再生骨材・砕石・道路用鉄鋼スラグ [22.4.4][表22.4.4] 加熱アスファルト混合物等の種類 [22.4.4][表22.4.6] <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>一般地域</th> <th>寒冷地域</th> </tr> <tr> <td>表層</td> <td>・密粒度アスファルト混合物(13)</td> <td>・密粒度アスファルト混合物(13F)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・細粒度アスファルト混合物(13)</td> <td>・細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)</td> </tr> <tr> <td>基層</td> <td>粗粒度アスファルト混合物(20)</td> <td></td> </tr> </table> シールコートの施工 ・行う [22.4.5] 試験 ・アスファルト混合物等の抽出試験 [22.4.6]	施工箇所	シーリング材の種類(記号)	・サッシアルミパネル廻り	○変成シリコン(SR-1)	・外壁サッシ廻り	・変成シリコン(MS-2)	舗装の種類	車道部の基層	備考	○アスファルト舗装	・無し ○有り		区分	一般地域	寒冷地域	表層	・密粒度アスファルト混合物(13)	・密粒度アスファルト混合物(13F)		・細粒度アスファルト混合物(13)	・細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)	基層	粗粒度アスファルト混合物(20)	
施工箇所	シーリング材の種類(記号)																								
・サッシアルミパネル廻り	○変成シリコン(SR-1)																								
・外壁サッシ廻り	・変成シリコン(MS-2)																								
舗装の種類	車道部の基層	備考																							
○アスファルト舗装	・無し ○有り																								
区分	一般地域	寒冷地域																							
表層	・密粒度アスファルト混合物(13)	・密粒度アスファルト混合物(13F)																							
	・細粒度アスファルト混合物(13)	・細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)																							
基層	粗粒度アスファルト混合物(20)																								

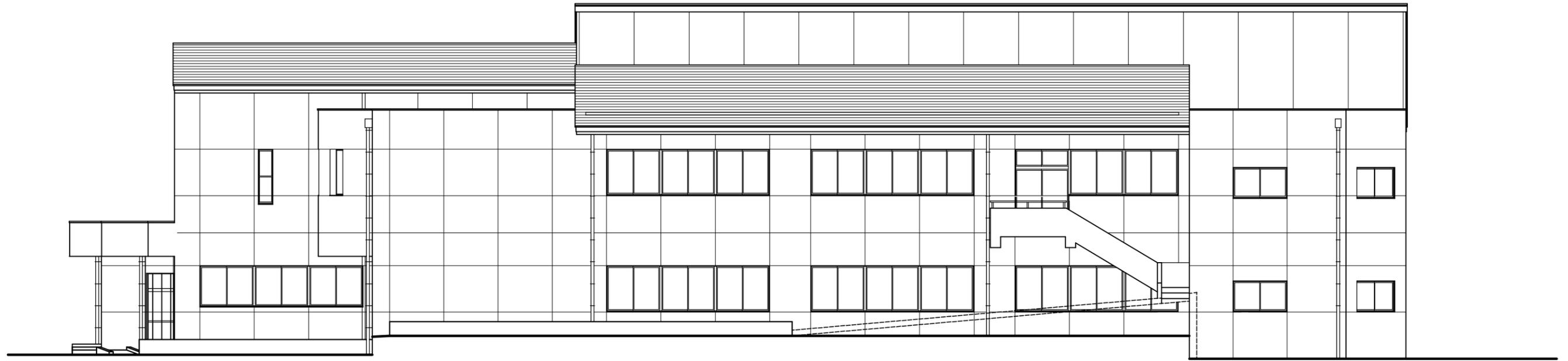
		令和3年度											
		5月			6月			7月			8月		
工程	工期	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	30
		10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	30
仮設工事													
解体工事													
土工事													
鉄筋工事													
コンクリート・型枠工事													
外構工事													
電気設備工事													
機械設備工事													



付近見取図

凡 例	
	仮囲: A型バリケード
	足場: くさび緊結式足場 建地W=600(手すり先行式)
	工事車両搬出入経路
	園舎への園児及び幼稚園関係者の通路
	工事車両進入口

配置図 S=1/200
仮設計画図(参考図) S=1/200



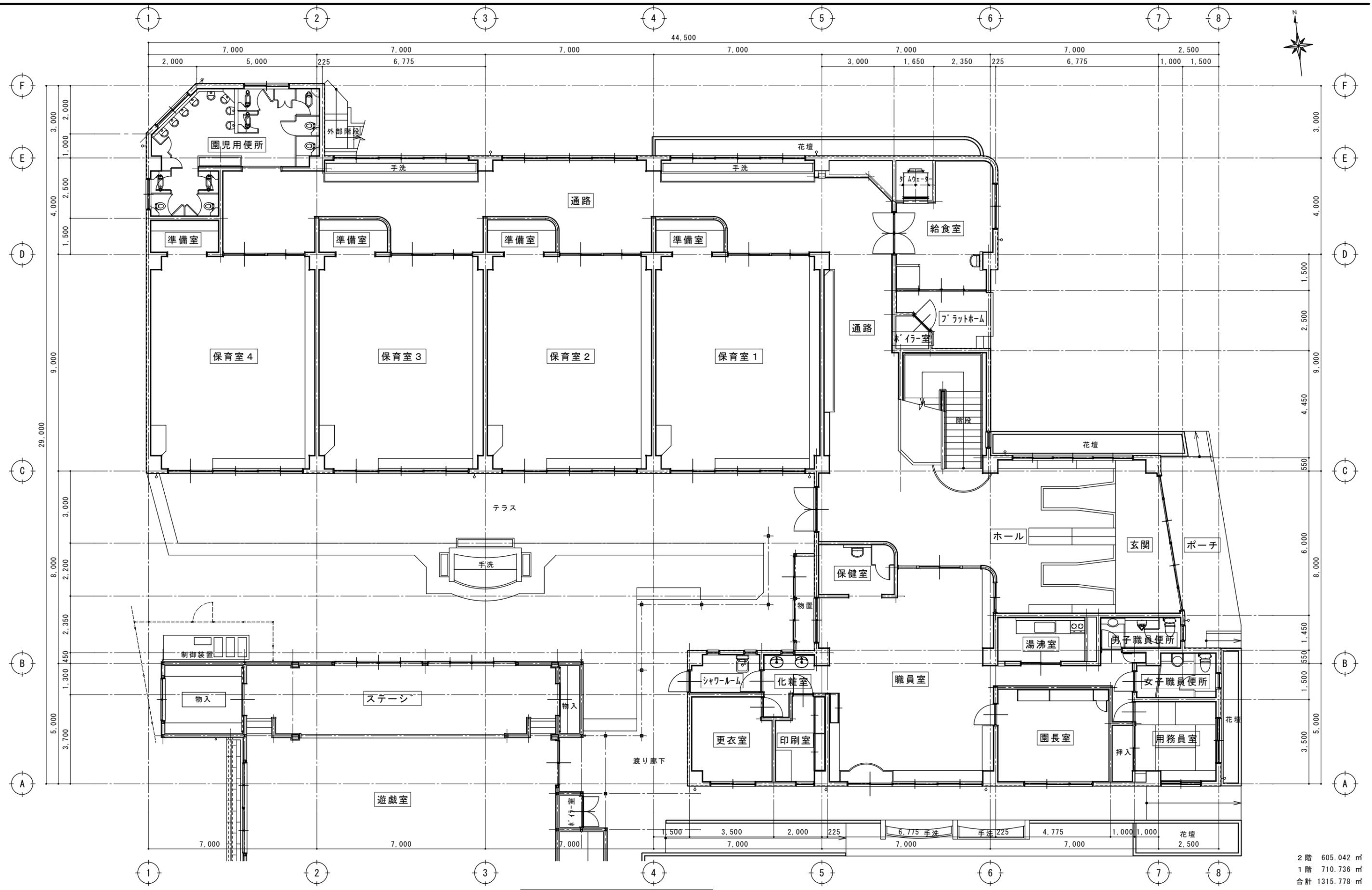
園舎 北側立面図 S=1/100



園舎 西側立面図 S=1/100

渡り廊下 北側立面図 S=1/100

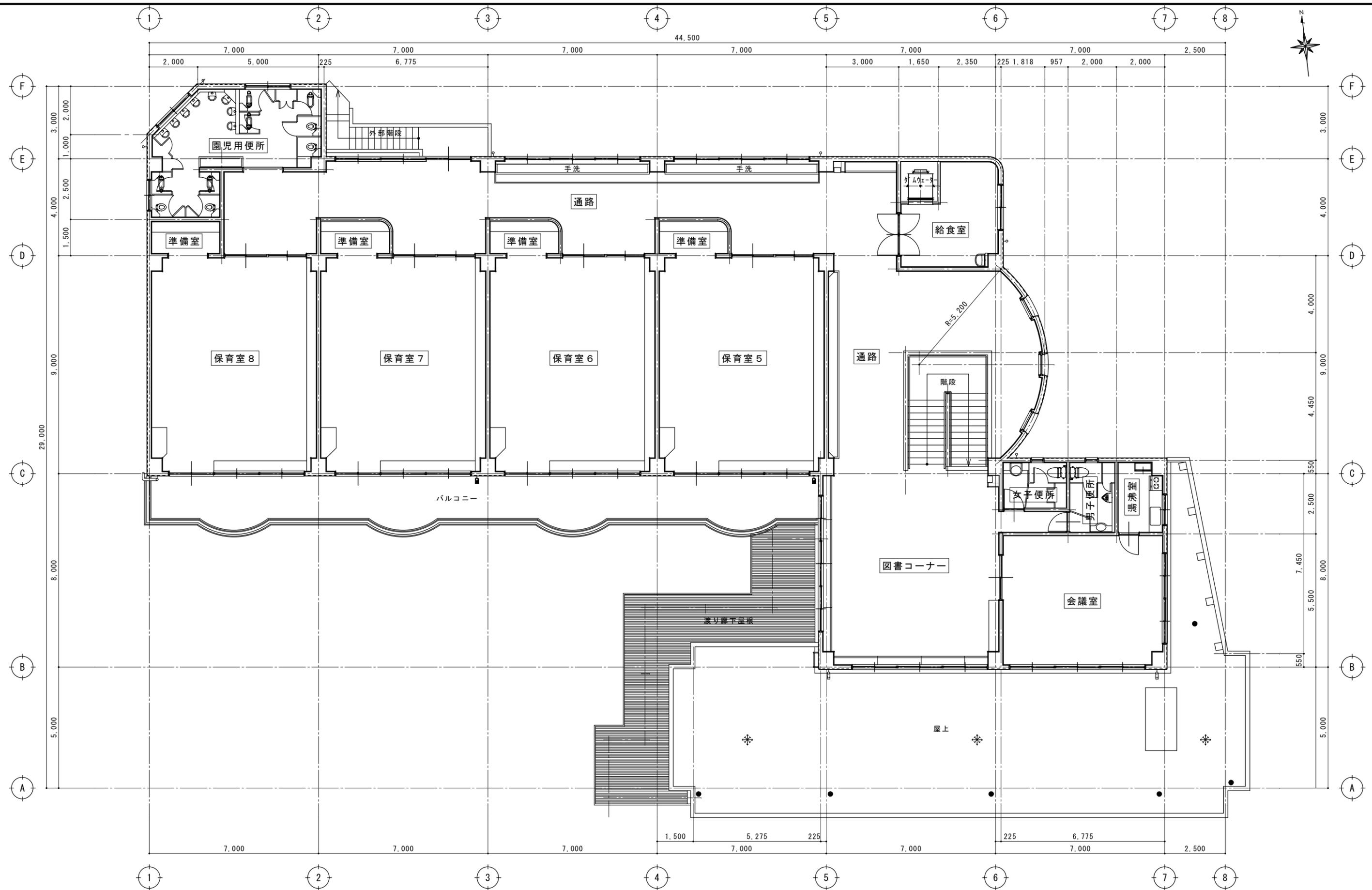
整理番号	工事名	図名	縮尺	一級建築士事務所 三重県知事登録第1-354号 ナカムラ設計 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方3033-10 電話(0599)43-0216番	一級建築士 大臣登録第182032号 中村 政文	図面No. A-03
	令和3年度 鶴方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事	園舎 立面図	S=1/100			
A2→A3サイズに71%縮小						



2階 605.042 m²
 1階 710.736 m²
 合計 1315.778 m²

園舎 1階平面図 S=1/100

整理番号	工事名	図名	縮尺	一級建築士事務所 三重県知事登録第1-354号 ナカムラ設計 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方3033-10 電話(0599)43-0216番	一級建築士 大臣登録第182032号 中村 政文	図面No. A-04
	A2→A3サイズに71%縮小	令和3年度 鶴方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事	園舎 1階平面図			

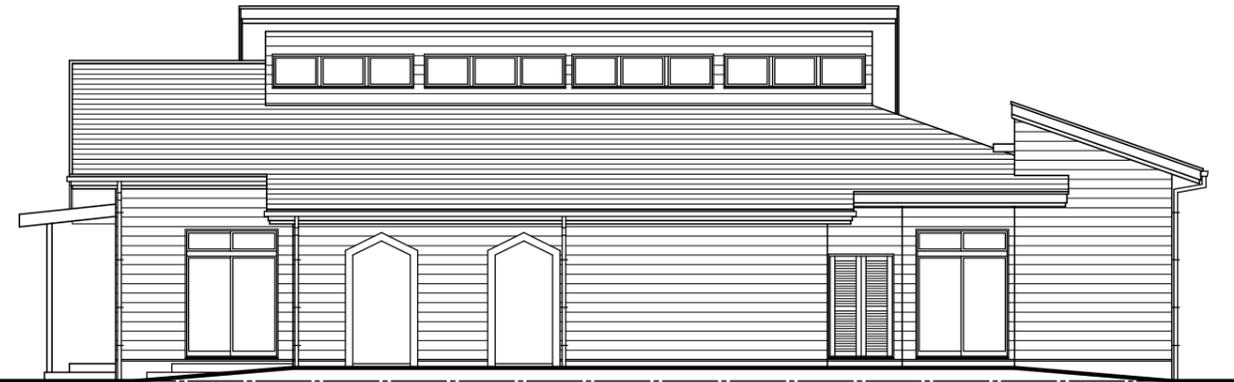


園舎 2 階平面図 S=1/100

整理番号	工事名	図名	縮尺	一級建築士事務所 三重県知事登録第1-354号 ナカムラ設計 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方3033-10 電話(0599)43-0216番	一級建築士 大臣登録第182032号 中村 政文	図面No. A-05
	令和3年度 鵜方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事	園舎 2階平面図	S=1/100			
A2→A3サイズに71%縮小						



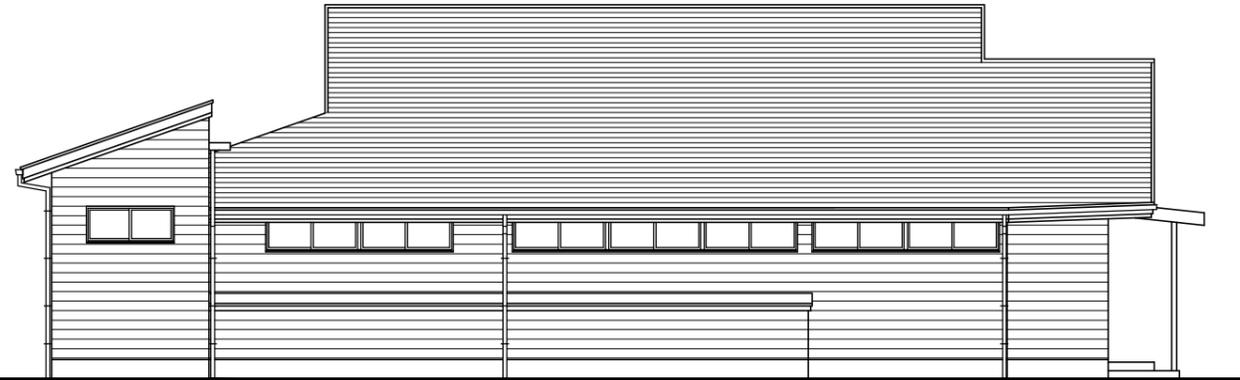
遊戯室 南側立面図 S=1/100



遊戯室 東側立面図 S=1/100

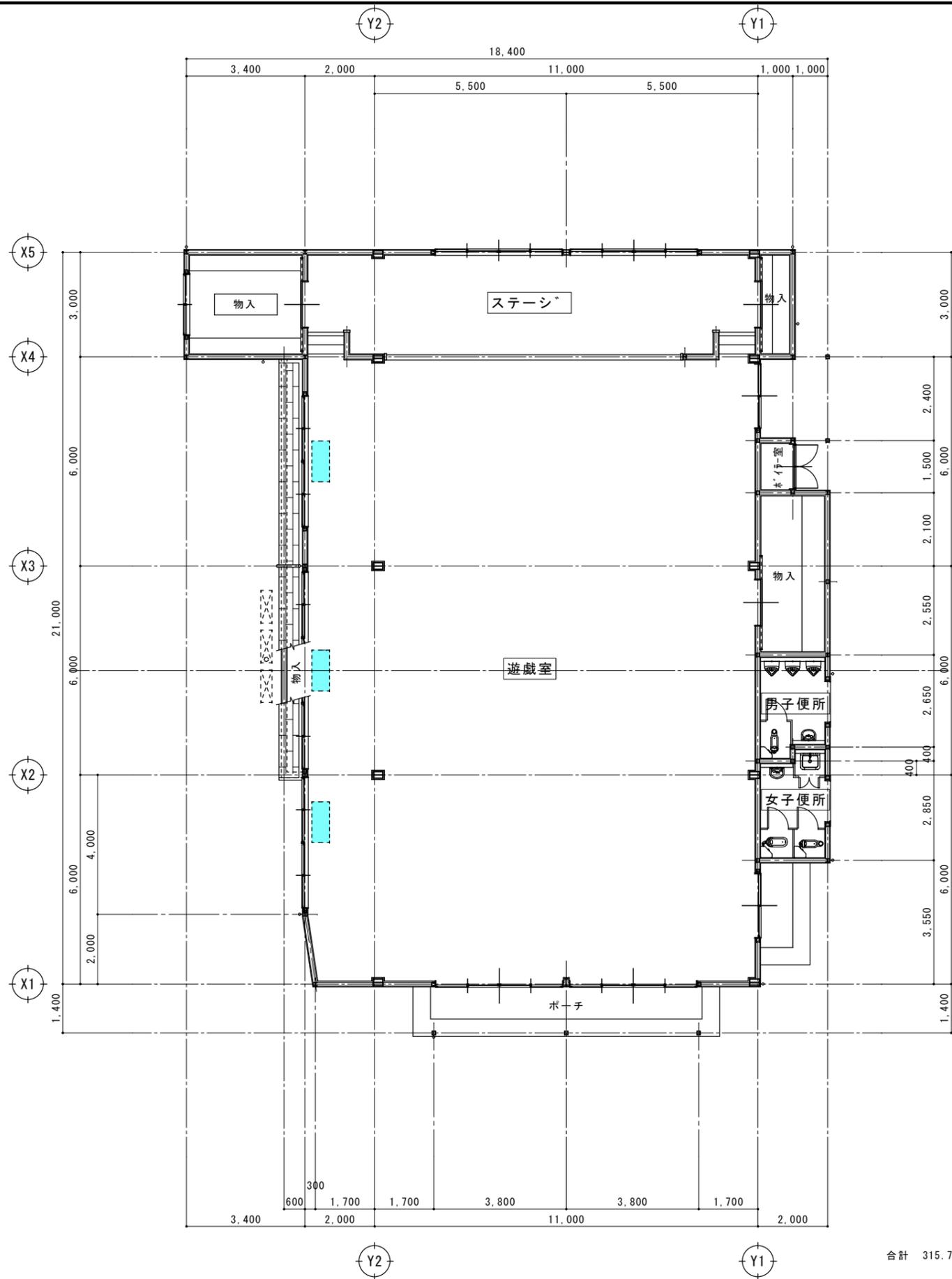


遊戯室 北側立面図 S=1/100



遊戯室 西側立面図 S=1/100

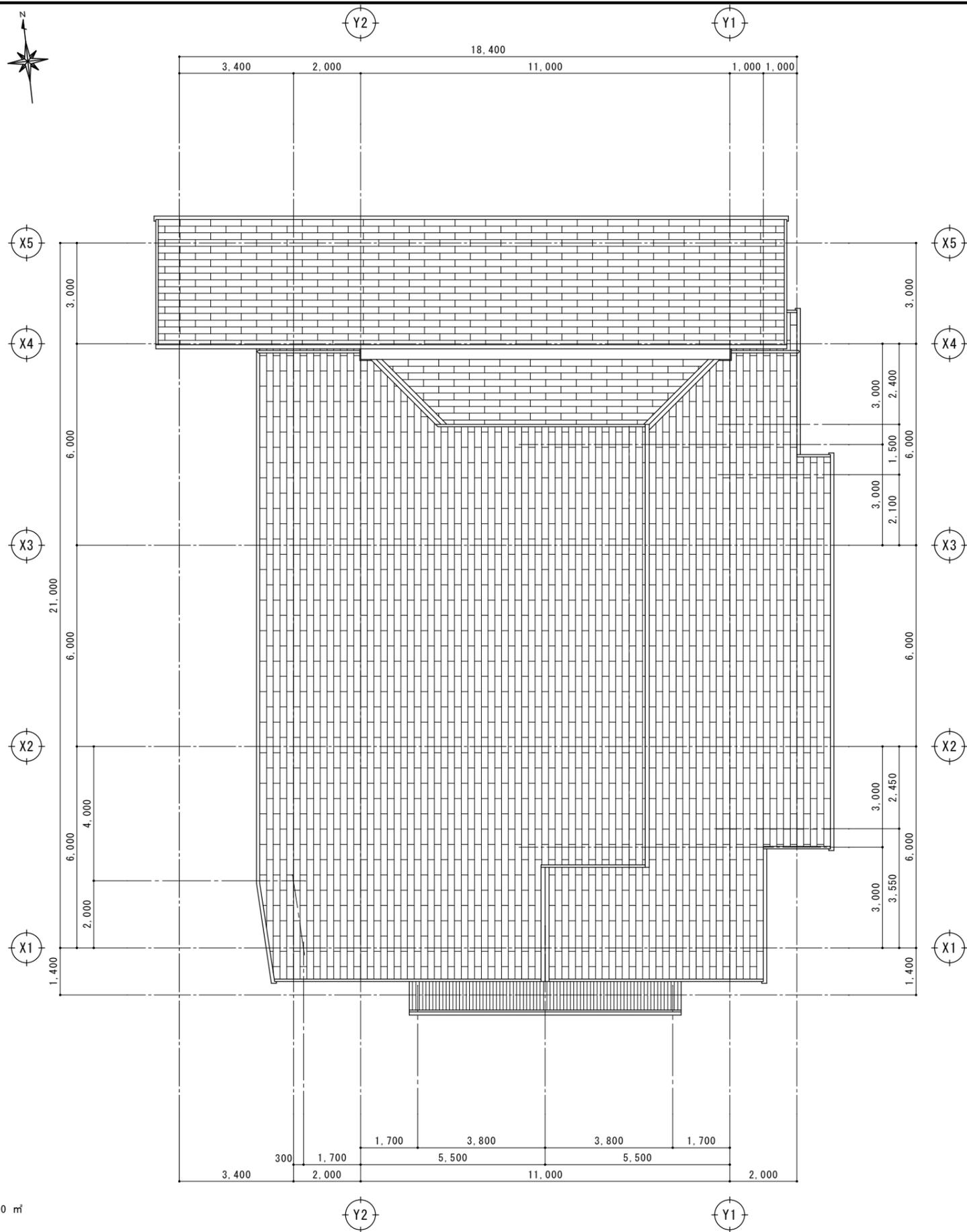
整理番号		工事名 令和3年度 鶴方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事	図名 遊戯室 立面図	縮尺 S=1/100	一級建築士事務所 三重県知事登録第1-354号 ナカムラ設計 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方3033-10 電話(0599)43-0216番	一級建築士 大臣登録第182032号 中村 政文	図面No. A-06
	A2→A3サイズに71%縮小						



合計 315.700 m²

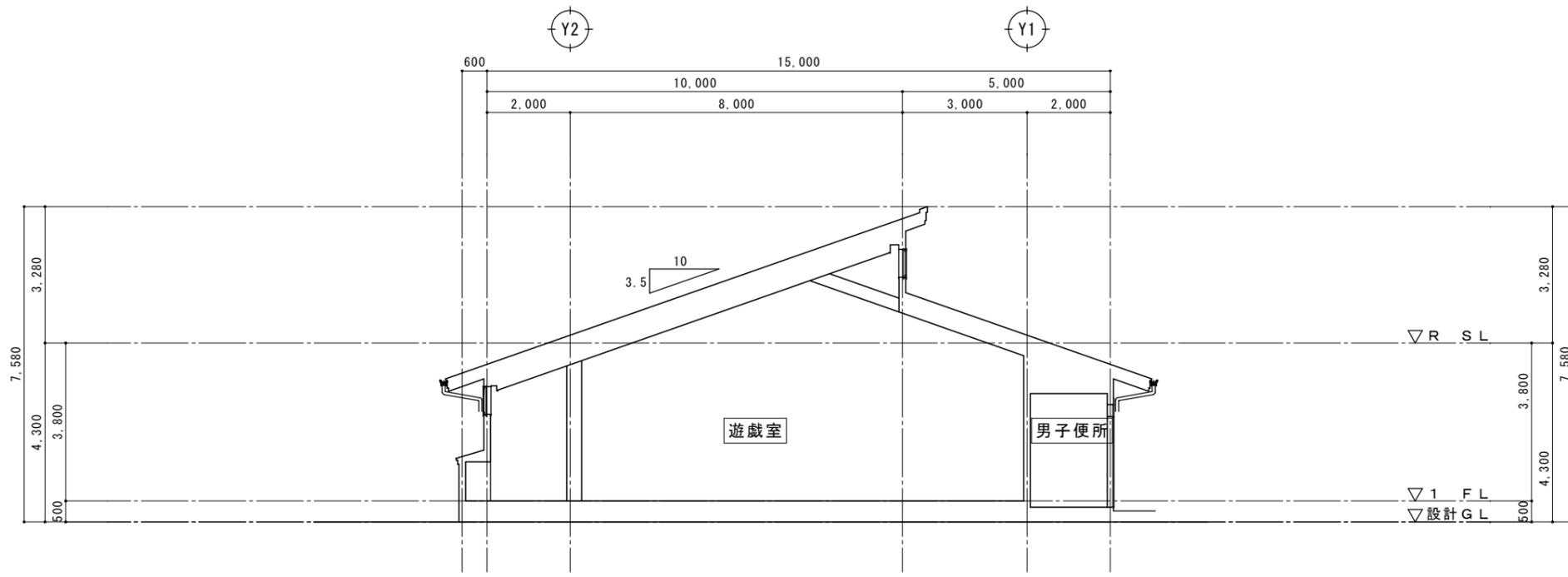
遊戯室 平面図 S=1/100

■ 新設空調設備を示す



遊戯室 屋根伏図 S=1/100

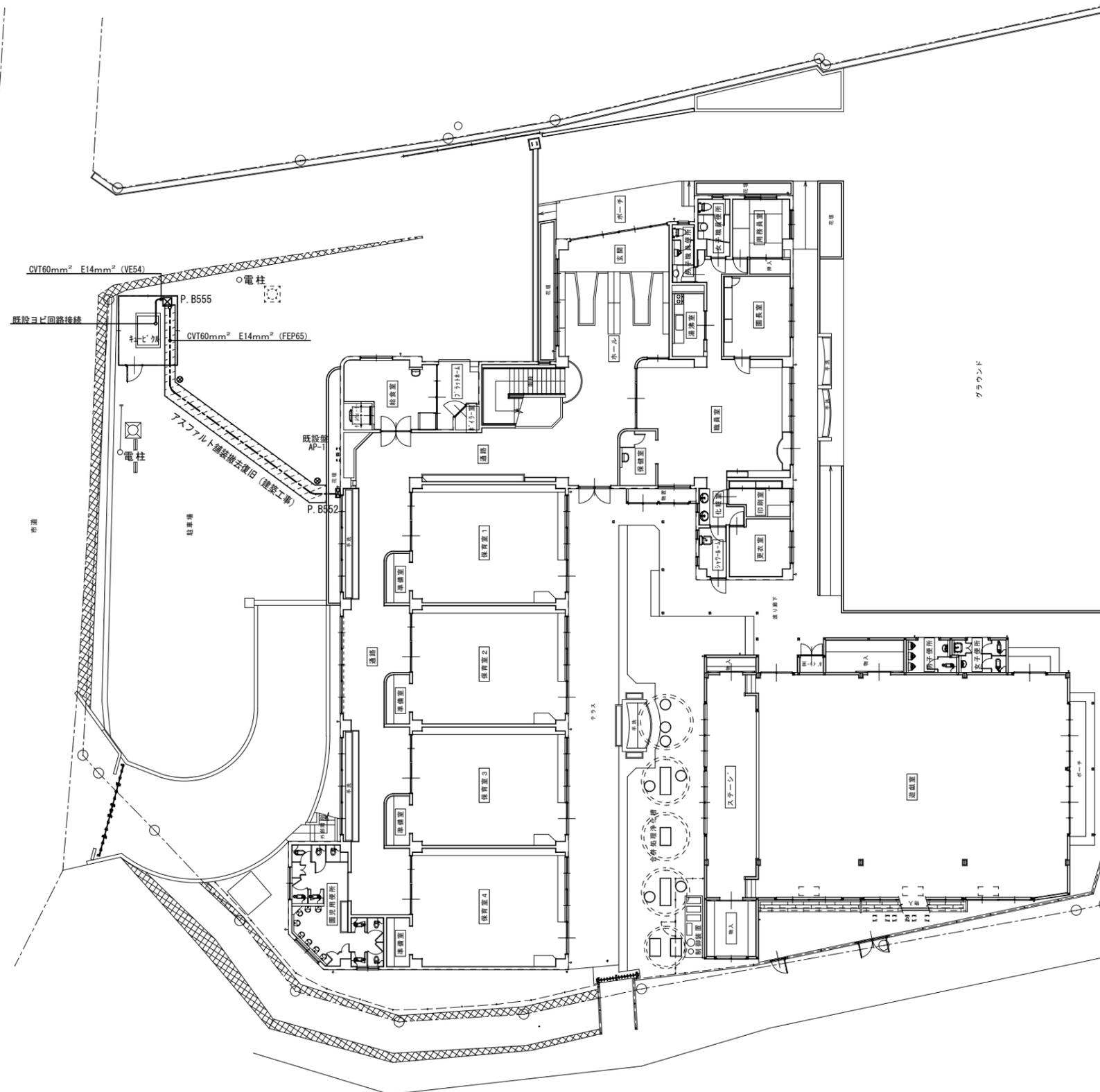
整理番号	工事名	図名	縮尺	一級建築士事務所 三重県知事登録第1-354号 ナカムラ設計 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方3033-10 電話(0599)43-0216番	一級建築士 大臣登録第182032号 中村 政文	図面No. A-07
	令和3年度 鶴方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事	遊戯室 平面図 遊戯室 屋根伏図	S=1/100 S=1/100			
A2→A3サイズに71%縮小						



遊戯室 断面図 S=1/100

整理番号		工事名 令和3年度 鶴方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事	図名 遊戯室 断面図	縮尺 S=1/100	一級建築士事務所 三重県知事登録第1-354号 ナカムラ設計 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方3033-10 電話(0599)43-0216番	一級建築士 大臣登録第182032号 中村 政文	図面No. A-08
	A2→A3サイズに71%縮小						

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																																																																																																					
● 一般事項	11 建設発生土の処分	<p>②特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設</p> <table border="1"> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>再資源化等をする施設名称</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート及び鉄から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7スワルト、コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設（同種の再資源化等を行う施設に限る。）を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。</p>	特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地	コンクリート			コンクリート及び鉄から成る建設資材			木材			7スワルト、コンクリート			● 共通事項	⑭ 機器取付高さ	<p>図面に特記無き場合は、次表の「機器標準取付高さ」による。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">「機器標準取付高さ」</th> <th colspan="3">「機器標準取付高さ」</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>測点</th> <th>取付高さ[mm]</th> <th>名称</th> <th>測点</th> <th>取付高さ[mm]</th> </tr> <tr> <td>積算計器</td> <td>地上～窓中心</td> <td>1,800～2,000</td> <td>情報表示盤</td> <td>床上～中心</td> <td>天井高×0.9</td> </tr> <tr> <td>引出開閉器</td> <td>地上～中心</td> <td>1,800～2,200</td> <td>壁付変圧器</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>分電盤</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500 (上端1,900以下)</td> <td>ハ・フ・サ・フ・イム</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>スイッチ</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td>壁付押釦（一般）</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>スイッチ（多目的便所）</td> <td>床上～中心</td> <td>1,100</td> <td>外部受付用（分）分岐子機</td> <td>標準図による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スイッチ（自動扉）</td> <td>床上～中心</td> <td>1,800</td> <td>壁付（分）分岐（上記以外）</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>（一般）</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> <td>呼出釦（トル呼出）</td> <td>床上～中心</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>（和室）</td> <td>床上～中心</td> <td>150</td> <td>呼出釦（トル呼出）</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>（台上）</td> <td>台上～中心</td> <td>150～200</td> <td>復帰釦</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500～1,800</td> </tr> <tr> <td>（土間）</td> <td>床上～中心</td> <td>500</td> <td>機器収容箱</td> <td>天井下～上端</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>（外壁・屋外）</td> <td>地上～中心</td> <td>800</td> <td>監視装置（一般）</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>（廊下）</td> <td>床上～中心</td> <td>2,100～2,300</td> <td>監視装置（和室）</td> <td>床上～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>（鏡上）</td> <td>鏡上端～中心</td> <td>150</td> <td>受信機・副受信機</td> <td>床上～中心</td> <td>800～1,500</td> </tr> <tr> <td>壁掛形制御盤</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500 (上端1,900以下)</td> <td>機器収容箱・発信機</td> <td>床上～中心</td> <td>800～1,500</td> </tr> <tr> <td>手元開閉器箱</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500</td> <td>警報ベル</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>制御スイッチ</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td>表示灯</td> <td>床上～中心</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>室内端子盤</td> <td>床上～下端</td> <td>300</td> <td>ガス検知機(LPG)</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>集合保安器箱</td> <td>天井下～上端</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁付電話機</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁掛形時計</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500 (上端1,900以下)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子時計</td> <td>床上～中心</td> <td>天井高×0.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁掛形スピーカ</td> <td>床上～中心</td> <td>天井高×0.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁付アッテネータ</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	「機器標準取付高さ」			「機器標準取付高さ」			名称	測点	取付高さ[mm]	名称	測点	取付高さ[mm]	積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	引出開閉器	地上～中心	1,800～2,200	壁付変圧器	床上～中心	1,300	分電盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)	ハ・フ・サ・フ・イム	床上～中心	2,300	スイッチ	床上～中心	1,300	壁付押釦（一般）	床上～中心	1,300	スイッチ（多目的便所）	床上～中心	1,100	外部受付用（分）分岐子機	標準図による		スイッチ（自動扉）	床上～中心	1,800	壁付（分）分岐（上記以外）	床上～中心	1,300	（一般）	床上～中心	300	呼出釦（トル呼出）	床上～中心	900	（和室）	床上～中心	150	呼出釦（トル呼出）	床上～中心	300	（台上）	台上～中心	150～200	復帰釦	床上～中心	1,500～1,800	（土間）	床上～中心	500	機器収容箱	天井下～上端	200	（外壁・屋外）	地上～中心	800	監視装置（一般）	床上～中心	300	（廊下）	床上～中心	2,100～2,300	監視装置（和室）	床上～中心	150	（鏡上）	鏡上端～中心	150	受信機・副受信機	床上～中心	800～1,500	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)	機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500	手元開閉器箱	床上～中心	1,500	警報ベル	床上～中心	2,300	制御スイッチ	床上～中心	1,300	表示灯	床上～中心	2,100	室内端子盤	床上～下端	300	ガス検知機(LPG)	床上～中心	300	集合保安器箱	天井下～上端	200				壁付電話機	床上～中心	1,300				壁掛形時計	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)				子時計	床上～中心	天井高×0.9				壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9				壁付アッテネータ	床上～中心	1,300				● 通信・情報	6 インバータ装置の規約効率	<p>三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>電動機出力(kW)</td> <td>0.4</td> <td>0.75</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> <td>3.7</td> <td>5.5</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>規約効率(%)</td> <td>86.0</td> <td>88.5</td> <td>92.0</td> <td>93.0</td> <td>94.0</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電動機出力(kW)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>18.5</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>規約効率(%)</td> <td>94.5</td> <td>95.0</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> </tr> </table> <p>(1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 (2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、1P4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。</p>	電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45	規約効率(%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5
		特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地																																																																																																																																																																																																									
コンクリート																																																																																																																																																																																																													
コンクリート及び鉄から成る建設資材																																																																																																																																																																																																													
木材																																																																																																																																																																																																													
7スワルト、コンクリート																																																																																																																																																																																																													
「機器標準取付高さ」			「機器標準取付高さ」																																																																																																																																																																																																										
名称	測点	取付高さ[mm]	名称	測点	取付高さ[mm]																																																																																																																																																																																																								
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9																																																																																																																																																																																																								
引出開閉器	地上～中心	1,800～2,200	壁付変圧器	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																								
分電盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)	ハ・フ・サ・フ・イム	床上～中心	2,300																																																																																																																																																																																																								
スイッチ	床上～中心	1,300	壁付押釦（一般）	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																								
スイッチ（多目的便所）	床上～中心	1,100	外部受付用（分）分岐子機	標準図による																																																																																																																																																																																																									
スイッチ（自動扉）	床上～中心	1,800	壁付（分）分岐（上記以外）	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																								
（一般）	床上～中心	300	呼出釦（トル呼出）	床上～中心	900																																																																																																																																																																																																								
（和室）	床上～中心	150	呼出釦（トル呼出）	床上～中心	300																																																																																																																																																																																																								
（台上）	台上～中心	150～200	復帰釦	床上～中心	1,500～1,800																																																																																																																																																																																																								
（土間）	床上～中心	500	機器収容箱	天井下～上端	200																																																																																																																																																																																																								
（外壁・屋外）	地上～中心	800	監視装置（一般）	床上～中心	300																																																																																																																																																																																																								
（廊下）	床上～中心	2,100～2,300	監視装置（和室）	床上～中心	150																																																																																																																																																																																																								
（鏡上）	鏡上端～中心	150	受信機・副受信機	床上～中心	800～1,500																																																																																																																																																																																																								
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)	機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500																																																																																																																																																																																																								
手元開閉器箱	床上～中心	1,500	警報ベル	床上～中心	2,300																																																																																																																																																																																																								
制御スイッチ	床上～中心	1,300	表示灯	床上～中心	2,100																																																																																																																																																																																																								
室内端子盤	床上～下端	300	ガス検知機(LPG)	床上～中心	300																																																																																																																																																																																																								
集合保安器箱	天井下～上端	200																																																																																																																																																																																																											
壁付電話機	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																											
壁掛形時計	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)																																																																																																																																																																																																											
子時計	床上～中心	天井高×0.9																																																																																																																																																																																																											
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9																																																																																																																																																																																																											
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																																																											
電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5																																																																																																																																																																																																						
規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5																																																																																																																																																																																																						
電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45																																																																																																																																																																																																						
規約効率(%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5																																																																																																																																																																																																						
● 共通事項	12 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。なお、測定はパッシブ型採取機器により行う。</p> <p>測定時期 工事着手前 施工終了時 測定対象室 図示 測定箇所 図示</p>	● 電力・受変電・発電	7 低圧配電盤	<p>低圧配電盤に用いる配線用遮断器は埋込形とし、全て警報接点付きとする。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	13 天井仕上区分	<p>() 書き又は△を頭に付したの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。</p>	● 改修一般事項	8 自家発電設備の配管工事等	<p>原動機・発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線は、監督職員の承諾を受けて多少相違しても差し支えない。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	① 電気工事士	<p>最大電力 500 kW 以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。</p>	● 改修一般事項	9 太陽電池アレイの設置	<p>太陽電池アレイの配置が決定した際、周辺環境への影響（日影・反射光等）を監督職員に報告すること。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	② 機器姿図	<p>姿図の形状及び寸法は、概略を示す。</p>	● 改修一般事項	10 設備機器容量等	<p>本工事及び別契約の関連工事において設備機器容量等が相違する場合は、関連する設備の施工及び機器製作前に監督職員と協議し、指示を受けること。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	③ 呼び線	<p>長さ 1m 以上の入線しない電線管には、1.2mm 以上の呼び線を挿入する。</p>	● 改修一般事項	1 局線	<p>局線の新增設移転の手続きは、本工事とする。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	④ フラッシュプレート	<p>フラッシュプレートは、図面に特記なき場合は次による。 金属製（ステンレス、新金属も含む） 樹脂製</p>	● 改修一般事項	2 電界強度の測定	<p>最上階フロアのコンクリート打設前に、受信電波の電界強度測定を 3 か所以上行うこと。また、その報告書を監督職員まで提出すること。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	⑤ 電線本数・管路等	<p>分電盤、制御盤、端子盤などの二次側以降の配管経路、電線の太さ、電線本数、管径等は、監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。ただし、相違する場合は監督職員の承諾を受ける。</p>	● 改修一般事項	3 ケーブル	<p>EM-UTPケーブルは、使用用途が判別できるようシース色等を変えること。 EM-CPEEケーブルは、EM-FGPEEケーブルを使用しても良い。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	⑥ 金属管の塗装	<p>次の露出配管は、塗装を行う。 (屋外の配管 直天井室内の配管)</p>	● 改修一般事項	① 施工調査	<p>事前調査 (○ 本工事 別途) 調査項目 (既存資料調査 ○ 既存配線ルート) 調査範囲 (図示 ○ 工事範囲) 調査方法 (○ 図示 目視)</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	⑦ 合成樹脂管配線	<p>合成樹脂製可とう電線管（PF管）及び付属品は、タイプ - 25 のものを使用する。なお、電力用位置ボックス類は原則として合成樹脂製とするが、コンクリート打ち込み部分は金属製としても良い。ただし、金属製とする場合は当該ボックスには接地を施すものとする。</p>	● 改修一般事項	2 仮設備工事	<p>仮電源 受変電設備 発電設備 仮設備期間 ヶ月 図示による</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	⑧ 薄鋼電線管	<p>薄鋼電線管は表示されているものと同一外形のねじなし電線管を使用しても良い。</p>	● 改修一般事項	③ 養生	<p>既存部分の養生は、改修標準仕様書第1編第1章による。 養生範囲 () 養生方法 ()</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	⑨ 保護管	<p>ケーブル配線の保護管は、標準仕様書の金属管配線、合成樹脂管配線の項による。</p>	● 改修一般事項	④ はつり	<p>はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターによる。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	10 最上階の埋め込み配管	<p>最上階の天井スラブへの埋め込み配管は、原則として避けるものとする。</p>	● 改修一般事項	5 非破壊検査	<p>非破壊検査による埋設物の調査 (要 不要) とする。 なお、範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	11 地中配線の埋設深さ等	<p>地中配線で、特記なき埋設深さは 0.6m 以上とする。 なお、地中配線には標識シート等（2倍長以上重ね）を設ける。</p>	● 改修一般事項	⑥ 既設との取り合い	<p>本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	12 ハンドホールの蓋	<p>ハンドホール等の鉄蓋は、鋳型流し込みで用途名を表示する。 構内配電線路の用途名 (電力) 構内通信線路の用途名 (通信)</p>	● 電力・受変電・発電	1 照明制御総合動作試験	<p>照明制御の総合動作試験は次に示す事項について行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾をうける。 目標照度設定のための各調光センサー（夜間及び日中） 在不在制御機能の動作及び動作時間設定のための調光人感センサー タイムスケジュール制御における点滅及び調光制御の動作確認 外光センサーによる点滅及び調光制御のための動作確認 注）上記試験項目は全数確認とする。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	13 電力・電話の引き込み	<p>電力及び電話引き込み線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打ち合わせのうえ監督職員と協議により施工する。また、外線工事負担金などの調査報告を監督職員に速やかに行う。</p>	● 電力・受変電・発電	2 照度測定	<p>一般照明の照度測定を (箇所) 測定し、監督職員に報告する。 なお、測定する場所は、監督職員と協議とする。</p>																																																																																																																																																																																																								
● 共通事項	15 接地極	<p>図面に特記無き接地極は、次表の「接地極一覧表」による。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">「接地極一覧表」</th> </tr> <tr> <th>接地の種類</th> <th>記号</th> <th>接地抵抗値</th> <th>接地極の規格・数量</th> </tr> <tr> <td>共同接地</td> <td>E_{A・B・C・D}</td> <td>Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組</td> </tr> <tr> <td>共同接地</td> <td>E_{A・C・D}</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組</td> </tr> <tr> <td>A種</td> <td>E_A</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組</td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td>E_B</td> <td>Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組</td> </tr> <tr> <td>C種</td> <td>E_C</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組</td> </tr> <tr> <td>D種</td> <td>E_D</td> <td>Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組</td> </tr> <tr> <td>D種</td> <td>E_D</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB (D=10, L=1000 又は W=30, L=900) ×1</td> </tr> <tr> <td>高圧避雷器</td> <td>E_{LH}</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組</td> </tr> <tr> <td>交換装置用</td> <td>E_I</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組</td> </tr> <tr> <td>通信用</td> <td>E_{A1}</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組</td> </tr> <tr> <td>通信用</td> <td>E_{D1}</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB (D=10, L=1000 又は W=30, L=900) ×1</td> </tr> <tr> <td>電話引込口の保安器用</td> <td>E_{D1}</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB (D=10, L=1000 又は W=30, L=900) ×1</td> </tr> <tr> <td>測定用</td> <td>E_O</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB (D=10, L=1500 又は W=30, L=1200) ×3 連 - 組</td> </tr> <tr> <td>構造体接地</td> <td></td> <td>Ω以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>等電位接地</td> <td></td> <td>Ω以下</td> <td></td> </tr> </table>	「接地極一覧表」				接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格・数量	共同接地	E _{A・B・C・D}	Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組	共同接地	E _{A・C・D}	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組	A種	E _A	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組	B種	E _B	Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組	C種	E _C	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組	D種	E _D	Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組	D種	E _D	100Ω以下	EB (D=10, L=1000 又は W=30, L=900) ×1	高圧避雷器	E _{LH}	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組	交換装置用	E _I	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組	通信用	E _{A1}	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組	通信用	E _{D1}	100Ω以下	EB (D=10, L=1000 又は W=30, L=900) ×1	電話引込口の保安器用	E _{D1}	100Ω以下	EB (D=10, L=1000 又は W=30, L=900) ×1	測定用	E _O	100Ω以下	EB (D=10, L=1500 又は W=30, L=1200) ×3 連 - 組	構造体接地		Ω以下		等電位接地		Ω以下		● 電力・受変電・発電	3 発電機回路用コンセント	<p>発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。</p>																																																																																																																																				
「接地極一覧表」																																																																																																																																																																																																													
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格・数量																																																																																																																																																																																																										
共同接地	E _{A・B・C・D}	Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組																																																																																																																																																																																																										
共同接地	E _{A・C・D}	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組																																																																																																																																																																																																										
A種	E _A	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組																																																																																																																																																																																																										
B種	E _B	Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組																																																																																																																																																																																																										
C種	E _C	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組																																																																																																																																																																																																										
D種	E _D	Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組																																																																																																																																																																																																										
D種	E _D	100Ω以下	EB (D=10, L=1000 又は W=30, L=900) ×1																																																																																																																																																																																																										
高圧避雷器	E _{LH}	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組																																																																																																																																																																																																										
交換装置用	E _I	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組																																																																																																																																																																																																										
通信用	E _{A1}	10Ω以下	EB (D=14, L=1500 又は W=40, L=1200) ×3 連 - 組																																																																																																																																																																																																										
通信用	E _{D1}	100Ω以下	EB (D=10, L=1000 又は W=30, L=900) ×1																																																																																																																																																																																																										
電話引込口の保安器用	E _{D1}	100Ω以下	EB (D=10, L=1000 又は W=30, L=900) ×1																																																																																																																																																																																																										
測定用	E _O	100Ω以下	EB (D=10, L=1500 又は W=30, L=1200) ×3 連 - 組																																																																																																																																																																																																										
構造体接地		Ω以下																																																																																																																																																																																																											
等電位接地		Ω以下																																																																																																																																																																																																											
● 電力・受変電・発電	⑮ 分電盤・実験盤	<p>本工事の分電盤・実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器の寸法と定格は、JIS C 8201-2-1：附属書XC(参考)「電灯分電盤用協約形回路遮断器」による。 また、漏電遮断器の寸法と定格は、JIS C 8201-2-2：附属書XC(参考)「電灯分電盤用協約形回路遮断器」による。</p>	● 電力・受変電・発電	4 電動機等の接地	<p>金属管配線において、電動機容量 7.5kW 以下は金属管を接地線とする。</p>																																																																																																																																																																																																								



配置図 S=1/200



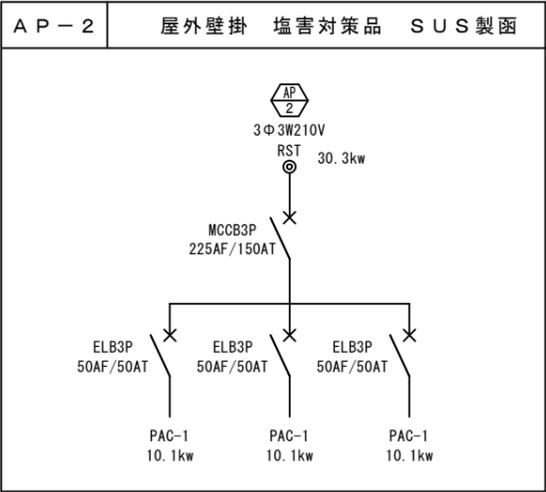
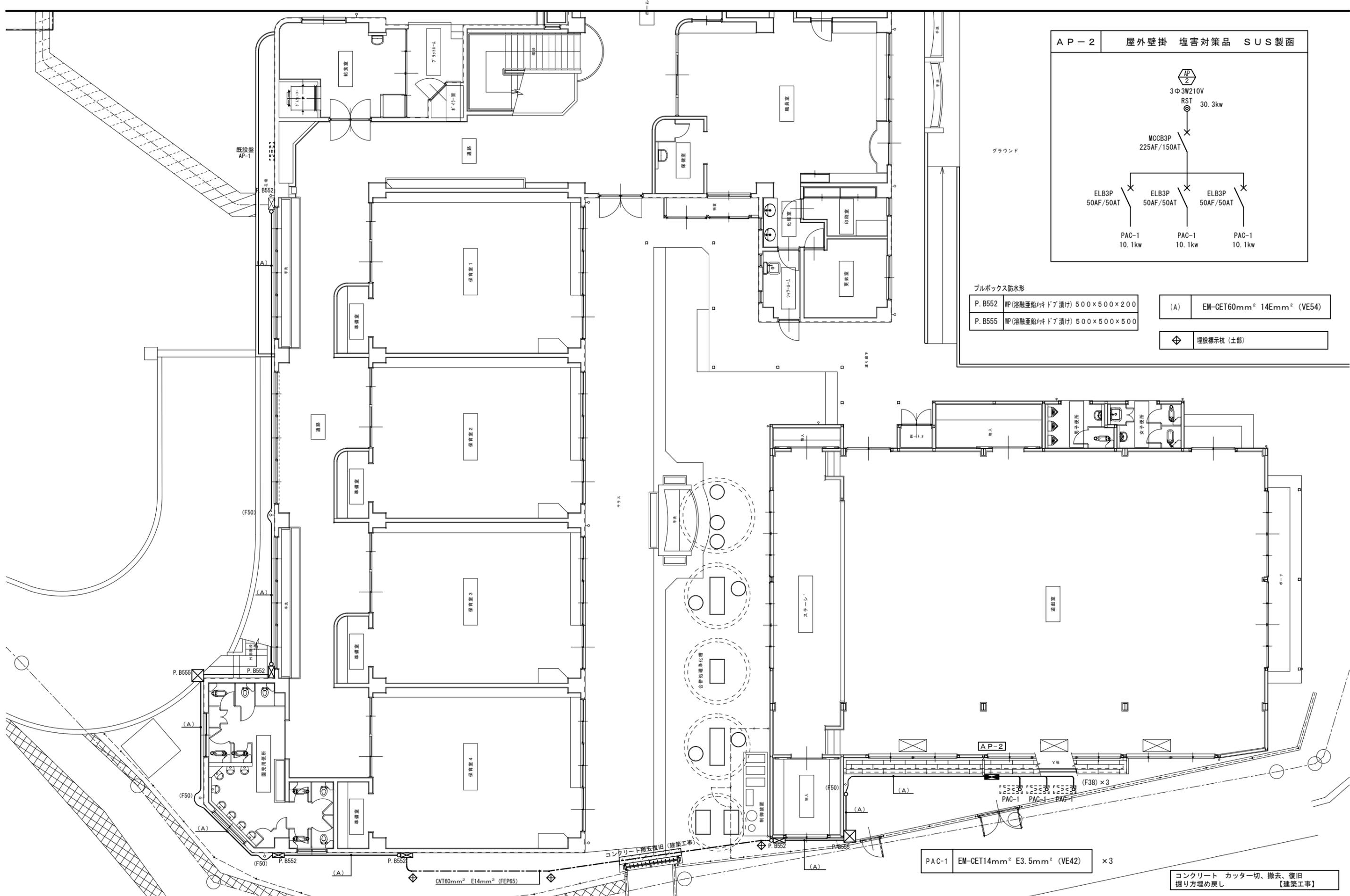
付近見取図

ブルボックス防水形	
P. B552	NP(溶融垂鉛メッキドブ漬け) 500×500×200
P. B555	NP(溶融垂鉛メッキドブ漬け) 500×500×500

⊗	埋設標示ピン (舗装部)
---	--------------

アスファルト舗装 カッター切、撤去、復旧
振り方埋め戻し 【建築工事】

整理番号	工事名 令和3年度 鶴方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事	図名 付近見取図 配置図	縮尺 S=1/200	一級建築士事務所 三重県知事登録第1-354号 ナカムラ設計 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方3033-10 電話 (0599) 43-0216番	一級建築士 大臣登録第182032号 中村 政文	図面No. E-03
A2-A3サイズに71%縮小						



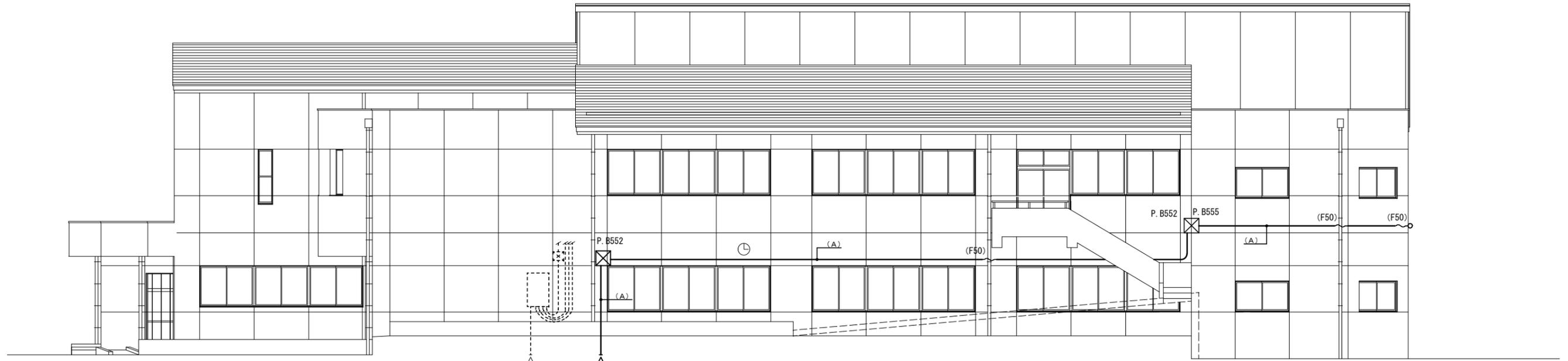
プルボックス防水形

P. B552	WP(溶融亜鉛がけドブ漬け) 500×500×200
P. B555	WP(溶融亜鉛がけドブ漬け) 500×500×500

(A)	EM-CET60mm ² 14Emm ² (VE54)
◆	埋設標示杭(土部)

PAC-1	EM-CET14mm ² E3.5mm ² (VE42)	×3
-------	--	----

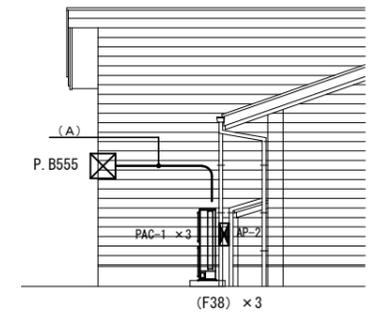
コンクリート カッター切、撤去、復旧
掘り方埋め戻し 【建築工事】



園舎 北側立面図 S=1/100

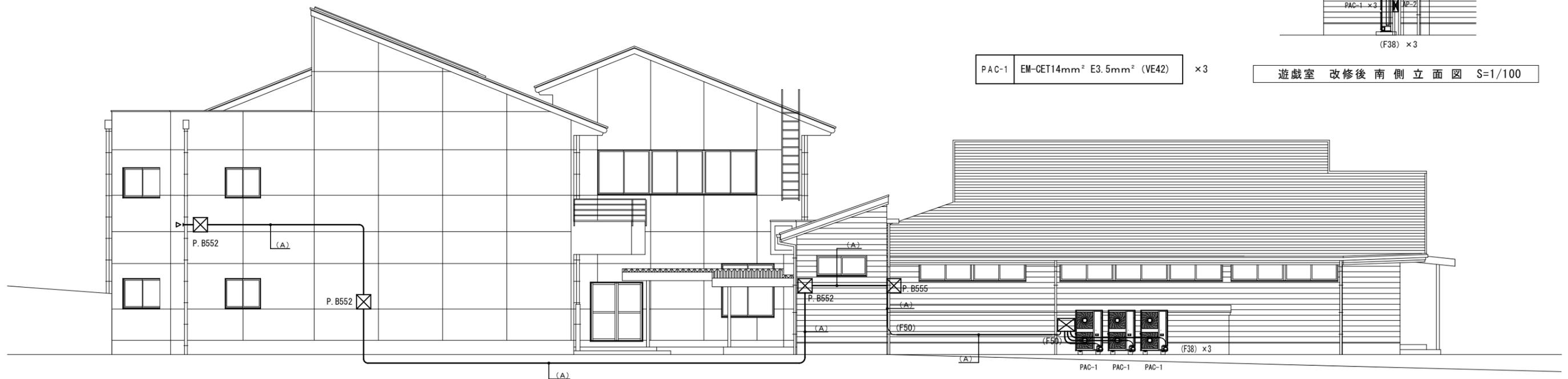
P. B552	WP(溶融垂鉛付ドブ漬け) 500×500×200
P. B555	WP(溶融垂鉛付ドブ漬け) 500×500×500

(A)	EM-CET60mm ² 14Emm ² (VE54)
-----	---



遊戯室 改修後 南側立面図 S=1/100

PAC-1	EM-CET14mm ² E3.5mm ² (VE42)	× 3
-------	--	-----



西側立面図 S=1/100

工事名称 令和3年度 鶴方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事			
仕様書			
I 工事概要			
1. 工事場所 三重県志摩市阿児町鶴方1547			
2. 建物概要 国: 国有財産法延面積 (m ²) 建: 建築基準法延面積 (m ²)			
建物名称	構造及び階数		
鶴方幼稚園遊戯室	S-平屋		
延面積	315.70m ²		
消防火法法令の適用	耐震区分		
3. 工事種目 ○印の付いたものが対象)			
建物別及び工事項目	工事項目		
○空調設備	○		
・換気設備			
・排煙設備			
・自動制御設備			
・衛生器具設備			
・給水設備			
・排水設備			
・給湯設備			
・消火設備			
・厨房設備			
・ガス設備			
・浄化槽設備			
4. 指定部分 無 有 対象部分			
5. 設備概要 (印を付けたものは、本工事あるいは既設設備の概要を示すもので、仕様を規定するものではない。)			
方式及び種別	設備概要		
○空調方式 主要熱源機器	○空冷ヒートポンプ方式 ・自動制御方式 ・電気式 ・電子式 ・デジタル式 ・中央監視制御		
・給水方式	・水道直結方式 ・高置タンク方式 ・圧力タンク方式 (・上水・井水) ・ポンプ直送方式 ・増圧給水直結方式		
・排水方式	建物内汚水、雑排水 (・分流水・合流式) ポンプ排水 (・汚物・雑排水・湧・雨水・清水) 建物外放流先 汚水 (・下水管直放流・合併処理浄化槽から排水溝に放流) 雑排水 (・下水管直放流・合併処理浄化槽から排水溝に放流)		
・消火設備の種別	・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・泡消火設備 ・連結放水設備 ・連結送水管 ・不活性ガス消火設備 (・)		
・ガスの種類	・都市ガス (種別 発熱量 MJ/m ³ (N)、供給事業者名) ・液化石油ガス		
他工事との取合い区分表			
項目	機械設備	建築	電気設備
開口部	鉄骨部材のはり貫通部 鉄骨鉄筋コンクリート部材のはり貫通部 R/C部材のはり貫通部 R/C部材の床・壁の貫通部 床デッキプレート貫通部 開口部の穴埋め補修 天井・経鉄間仕切りの開口	穴開け(補強を含む) 補強スリーブ 補強スリーブ 補強スリーブ 歪む(補強の有るもの) 歪む(上記以外) 補強切り込み ボードの切込み及び補強共	
基礎等	屋上設置の設備機器の基礎 大形設備機器の基礎 防水層に影響する基礎 上記以外の機器の基礎 梁台、アンカーボルト		
外部取付方	ダクトチャンパーの接続用フランジを含む		
換気扇の取付			
床下水槽のマンホールふた			
湯沸室等流し台	排水トラップ共		
湯沸室等の排気フード	ステンレス製天蓋		
床、天井点検口			
防油堤	建物内、油サビスタンの防油堤		
機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共)			
電気機器付属の制御盤への電源供給配管配線			
配自動制御盤と動力盤との電源供給の速り配管配線			
配自動制御盤と動力盤との操作回路の速り配管配線			
配機器と付属操作スイッチとの速り配管配線(接地共)			
線煙感知器から自動制御盤を経て防煙ダンパーに至る配管配線			
線小機器用節水装置の制御盤以降の二次側配管配線			
改修工事	コンクリート壁、床など 荒補修 仕上げ補修 天井、壁などのボード類 撤去 復旧	はつり ○ ○ ○ ○	

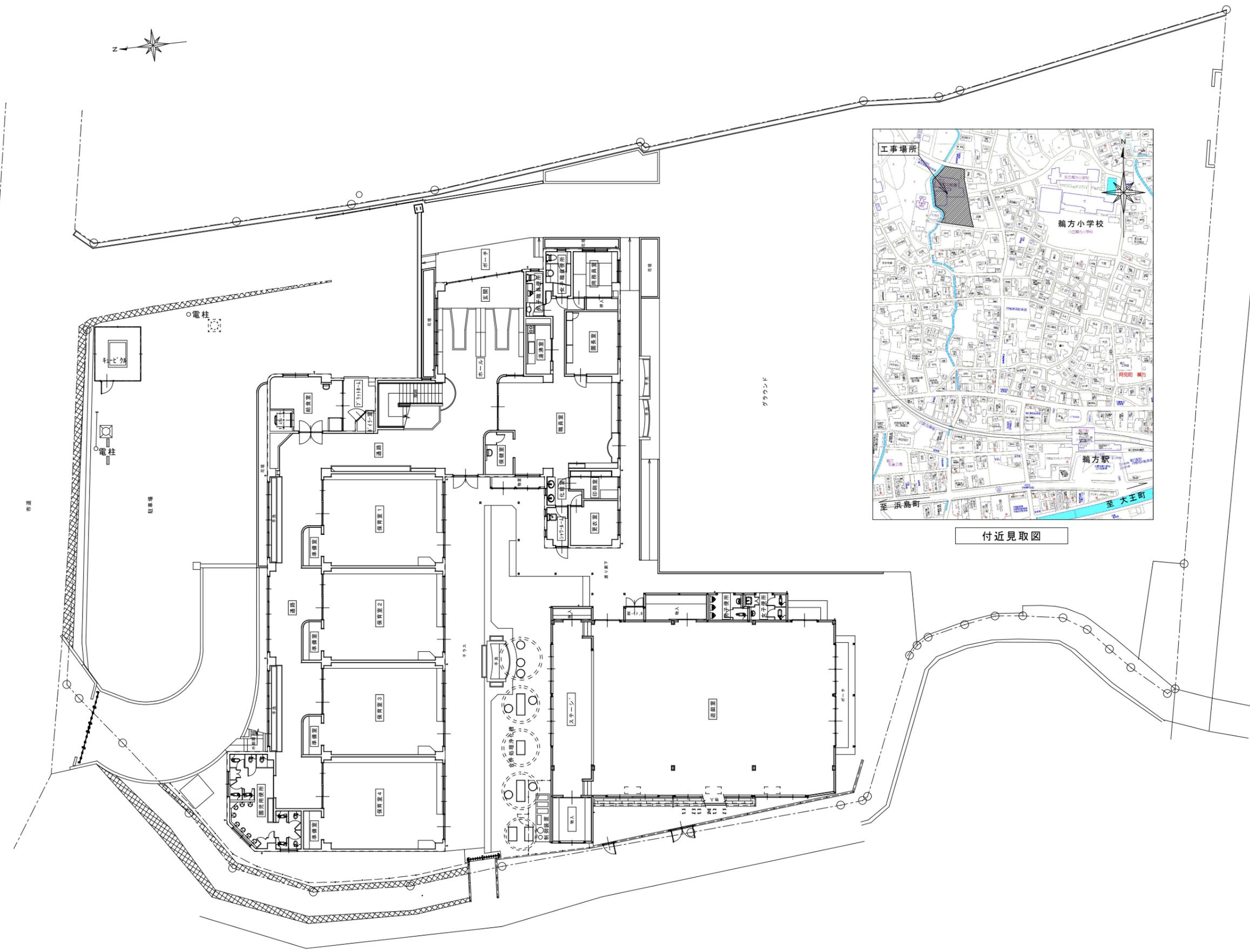
II 工事仕様																															
1. 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の標準仕様書等によるものとし、○印の付いたものを適用する。																															
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工編)(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。) ○ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工編)(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。) ○ 公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工編)(平成31年版)(以下「標準図」という。) 																															
2. 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は() 図、建築工事の特記仕様書は() 図による。																															
2. 特記仕様																															
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。																															
2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。																															
3) 東海地震に係る地震防災対策強化地域内における工事については「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保安措置を講ずるとともに、工事中断などの措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第26条(臨機の措置)によって処理されるものとする。																															
項目	特記事項																														
●発生材の処理等	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡しを要するもの (・金属類 (・)) ・特別管理産業廃棄物 (・)) ・再生資源化を図るもの (・塩化ビニル樹脂 (・)) ・石綿含有品 (・ 配管成形保温材・フランジ用ガスケット (・ 配管・ダクト)) ・引渡しを要するもの以外は構外適切搬出処理とする。 ただし(特別管理産業廃棄物 再生資源化を図るもの)の搬出処理費は別途とする。 																														
●特定建設資材の再生資源化等	<p>本工事は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることと想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再生資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議協議する。</p> <p>また、分別解体・再生資源化等の完了時に、再生資源化等が完了した年月日、再生資源化等をした施設の名称及び所在地、再生資源化等に要した費用を書面に於いて監督職員に報告する。</p> <p>(1) 分別解体の方法</p> <table border="1"> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体の方法</th> </tr> <tr> <td>・新築</td> <td>建築設備工事</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td>・増築</td> <td>・有</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td>・修繕</td> <td>・無</td> <td>・手作業・機械作業併用</td> </tr> <tr> <td>・模様替</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 特定建設資材廃棄物の種類と再生資源化等をする施設</p> <table border="1"> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>再生資源化等をする施設名称</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設(同種の再生資源化等を行う施設に限る。)を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構内敷きならし ・構外搬出(片道運搬距離 約 km) ※構外搬出の搬出先は監督職員との協議による。 	工程	作業内容	分別解体の方法	・新築	建築設備工事	・手作業	・増築	・有	・手作業	・修繕	・無	・手作業・機械作業併用	・模様替			特定建設資材廃棄物の種類	再生資源化等をする施設名称	所在地	・コンクリート			・コンクリート及び鉄から成る建設資材			・木材			・アスファルト・コンクリート		
工程	作業内容	分別解体の方法																													
・新築	建築設備工事	・手作業																													
・増築	・有	・手作業																													
・修繕	・無	・手作業・機械作業併用																													
・模様替																															
特定建設資材廃棄物の種類	再生資源化等をする施設名称	所在地																													
・コンクリート																															
・コンクリート及び鉄から成る建設資材																															
・木材																															
・アスファルト・コンクリート																															
3. 建設発生土の処理	<p>本工事は、建設発生土情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たっては土量、土質、土工種等に変更があった場合、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。尚、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国等による環境物品等の調達に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)に基づく特定調達品目等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成25年2月閣議決定)」による。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目等の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>グリーン購入法(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。」)に留意すること。</p> <p>本工事の建築物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びホルムアルデヒドを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 <p>また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。</p> <p>規制対象外</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料第三種 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 <p>室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。</p> <p>測定はパッシブ型採取機器により行う。</p> <p>測定時期 測定対象室 測定箇所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手前 ・ 施工終了時 ・ 図示 ・ 図示 																														
●環境への配慮																															
●材料・機材等	<p>本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。別表-1に指定する機材等が記載された製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものについては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。 <p>・ 配管(配管工事) ・ 建築板金(ダクト製作及び取付け) ・ 断熱工(保温工事) ・ 冷凍空調機器施工(チリングユニット、パッケージ形空調機及び配管)</p> <p>・ 別契約の関係受注者(下請け工事の場合は元請け)が定置したものは無償で使用できる。本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり専用足場方式により行う。 改修標準仕様書第1編2.2.1より足場の種別は以下による。 ・ 内部足場 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 種) ・ 外部足場 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 種)</p> <p>・ 根切り土の中の良質土(コンクリート管以外の管の周囲に山砂の類) ・ 山砂の類</p>																														
5. 室内空気中の化学物質の濃度測定																															
6. 材料・機材等																															
7. 技能士の適用																															
8. 足場その他																															
9. 埋戻し土及び盛土																															

項目	特記事項																																																							
●10. 施工図等	<p>本工事で作成する施工図等のうち、次の原因及びその複写図(1部)を監督職員に提出する。ただし、製作図等と原因として提出ができないものは、原因に代わるものとしてよい。なお、施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。</p> <p>機器製作図 一式、制御システム図 一式 試験成績書 一式、機器・配管固定の施工図 一式</p> <p>標準仕様書によるほか以下による。 C/Aデータはオリジナル形式及びPDF形式とする(PDFは1ファイルにまとめる)。縮刷製本を作成する。安全に関する資料とともに部数等は監督職員の指示による。</p> <p>機械設備工事機材承認図様式集(平成31年版)によるほか、監督職員の指示による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事として下記項目の測定表を提出する。(・ 別途とする。) 調整項目(測定箇所等は監督職員の指示による。) ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内空気温度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水质の測定 ・ 初期運転状態の記録 																																																							
●11. 完成図等																																																								
●12. 機材の承認図																																																								
●13. 総合調整																																																								
14. 電動機	<p>換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 60Hz ・ 50Hz <p>(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。</p> <p>耐震措置の計算及び施工方法は次のとおり。建築設備耐震設計・施工指針2005年版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。</p> <p>(1) 機器の取付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量)に、地域係数[・1.0・1.2]及び次に示す設計用標準水平地震を乗じたものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>設計用標準水平地震</th> <th>部位</th> <th>機器種別</th> <th>・特定の施設</th> <th>・一般の施設</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> </tr> <tr> <td>上層階</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>屋上及び塔屋</td> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>地階・1階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </table> <p>上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。 重要機器は次のものを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水機器 (・) ・ 排水機器 (・)) ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器 ・ 監視制御設備 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・ 避難経路上に設置する機器 <p>(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の$\frac{1}{2}$とした値とする。</p>	設計用標準水平地震	部位	機器種別	・特定の施設	・一般の施設				重要機器	一般機器	上層階	機器	2.0	1.5	1.5	屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0		水槽類	2.0	1.5	1.5	中間階	機器	1.5	1.0	1.0		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5		水槽類	1.5	1.0	1.0	地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0		水槽類	1.5	1.0	1.0
設計用標準水平地震	部位	機器種別	・特定の施設	・一般の施設																																																				
			重要機器	一般機器																																																				
上層階	機器	2.0	1.5	1.5																																																				
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0																																																				
	水槽類	2.0	1.5	1.5																																																				
中間階	機器	1.5	1.0	1.0																																																				
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5																																																				
	水槽類	1.5	1.0	1.0																																																				
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6																																																				
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0																																																				
	水槽類	1.5	1.0	1.0																																																				
15. 電源周波数																																																								
●16. 容量等の表示																																																								
●17. 耐震措置																																																								
18. 案内板	<p>機器等の取付け方法及び重要な定期点検項目を記載した「アクリル樹脂製」市販パネルの案内板を設備機械室に貼る。但し、案内板の大きさは、約 m²とする。</p>																																																							
19. 配管	<p>(1) 呼び径60mm以下のステンレス鋼管の継手は、下記による。 メカカル継手(・ 拡管型 ・ プレス式) (2) 建物導入部配管の変位吸収方法は標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 ・ (a) ・ (b) ・ (c) (3) 接続部の非破壊検査 ・ 不要 ・ 要 ()</p> <p>(1) 地中埋設等 ・ 要(図示による) ・ 不要 (2) 埋設表示テープ ・ 要(排水管を除く) ・ 不要</p>																																																							
20. 地中埋設等																																																								
21. 弁類	<p>特記のない弁は、JIS又はJV 5Kとする。 油系に使用する弁は、10K(マレアップ弁等)とする。 水道直結給水配管系に使用する弁は、JIS又はJV 10Kとする。 ステンレス鋼管に取り付ける呼び径65以上の弁は、ステンレス製とする。</p>																																																							
22. 絶縁フランジ・絶縁継手	取付位置は図示による。																																																							
23. 鋼管用伸縮管継手	・ ベローズ形 ・ スリーブ形																																																							
24. 防振吊り金物及び防振支持金物	取付位置は図示による。																																																							
25. 保温	<p>標準仕様書第2編によるほか以下による。ただし各工種目で別に指定されたものは除く。 ・ 多湿箇所 室名: ・ 共同溝内 ダクト: 配管:</p> <p>塗装要()</p>																																																							
26. 塗装																																																								
27. はつり																																																								
28. 天井仕上区分	() 書き又は△を頭に付した室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。																																																							
29. 他工事との工事区分	図面に特記なき場合は、「他工事との取合い区分表」による。																																																							
30. 電線類	電線及びEMケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.1.1による。 電線類は、EMケーブルを使用する。(機器、盤類を除く)																																																							
31. その他	屋外設置のマンホール類には用途名を入れる。																																																							
●改修関係係事項																																																								
●1. 既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。																																																							
●2. 施工調査	<p>事前調査 本工事 ・ 別途 調査項目 既存資料調査 調査範囲、方法 図示</p>																																																							
3. 仮設間仕切	仮設間仕切は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。種別(・ A種 ・ B種 ・ C種)																																																							
4. 養生	既存部分の養生は、改修標準仕様書第1編3章による。																																																							
5. 既設ダクトの再利用	改修標準仕様書第3編2.2.8「既設ダクトの再利用」による。 ダクト内清掃 ・ 行う ・ 行わない																																																							
6. 非破壊検査等	放射線透過検査等による埋設物の調査は(・ 要 ・ 不要)とする。 範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。																																																							
●7. 試験	<p>(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。</p>																																																							
8. 撤去工事	撤去する配管、ダクト等の保温は分離する。 撤去する配管、ダクト等の支持金物、吊りボルト等は本工事に伴って撤去する。 石綿含有分析調査 ・ 本工事 石綿除去方法 ・ 図示による																																																							
9. 冷媒(フロン)の回収	<p>冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類の写しを監督職員に提出する。 ・ フロン回収管理表 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券) 撤去する前にフロンを屋外側ユニットに集める作業(ポンプダウン)を行う。 パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても上記に準じて冷媒の大気中への放出を防止する措置を講ずること。</p>																																																							

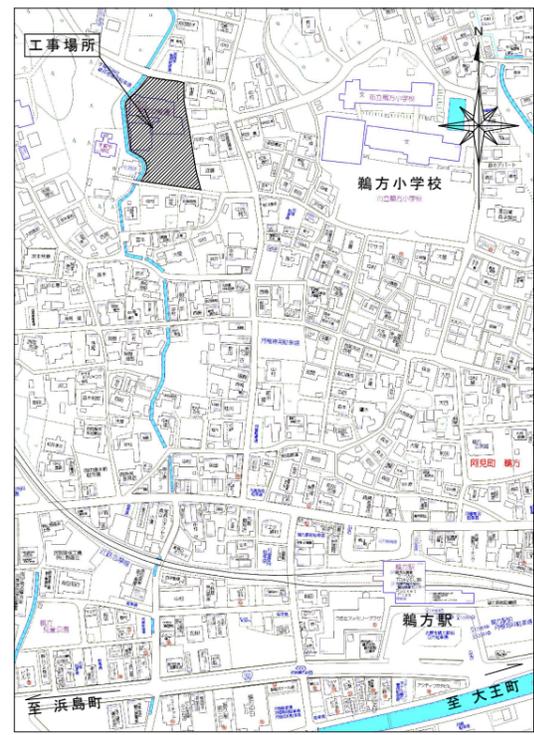
項目	特記事項																																																																																															
●空調設備	<p>1. 設計温度</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="2">室内(調整目標値)</th> </tr> <tr> <th>一般系統</th> <th>温度(DB)</th> <th>一般系統</th> <th>温度(DB)</th> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>33.5℃</td> <td>湿度(DB)</td> <td>湿度(DB)</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>-2.5℃</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> <td>27℃</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> <td>20℃</td> <td>40%</td> </tr> </table> <p>2. ばいじん量測定口 3. ばい煙濃度計取付座 4. ダクト 5. チャンパー 6. ダンパー 7. 風量測定口 ●8. 配管材料</p>	外気		室内(調整目標値)		一般系統	温度(DB)	一般系統	温度(DB)	夏季	33.5℃	湿度(DB)	湿度(DB)	冬季	-2.5℃	%	%		%	27℃	50%		%	20℃	40%																																																																							
外気		室内(調整目標値)																																																																																														
一般系統	温度(DB)	一般系統	温度(DB)																																																																																													
夏季	33.5℃	湿度(DB)	湿度(DB)																																																																																													
冬季	-2.5℃	%	%																																																																																													
	%	27℃	50%																																																																																													
	%	20℃	40%																																																																																													
●換気設備	<p>1. ダクト 2. 風量測定口 3. ダンパー 4. シールする排気ダクトの系統 5. チャンパー 6. 保温</p>																																																																																															
●排煙設備	<p>1. ダクト 2. 排煙口の形式 3. 排煙口開放装置 4. 排煙風量測定</p>																																																																																															
●自動制御設備	<p>1. 中央監視制御装置 2. 中央監視制御装置の構成・機能 3. 電気計装用配線</p>																																																																																															
1. 設計温度	<p>設計温度は(測定口は80mm以上とし、取り付け箇所は煙道の直線部とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設ける ・ 設けない ・ 低圧ダクト ・ コーナボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ・ アングルフランジ工法 ・ 高圧ダクト(適用範囲は図示による。) <p>5. チャンパー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示方法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサブライチチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼したチャンパーには、寸法(・約400×600H・約550×750H)の点検口を設ける。 (3) 外壁に面する方なりに直接取り付けられるチャンパー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。</p> <p>6. ダンパー (1) 防煙ダンパー 操作方式 瞬時通電式又は電動式(DC24V、0.7A以下) 復帰方式(・ 遠隔) 定格入力DC24V 0.7A以下とする。 (2) ピストンダンパー 復帰方式(・ 遠隔)</p> <p>7. 風量測定口 取付位置 ・ 図示した位置</p> <p>●8. 配管材料 (1) 蒸気管 給水管 ・ 配管用炭素鋼管(黒) ・ 圧力配管用炭素鋼管(黒) Sch 40 ・ 圧力配管用炭素鋼管(黒) Sch 80 (2) 油管 配管用炭素鋼管(黒) ・ 配管用炭素鋼管(白) ・ ステンレス鋼管(SUS304) ・ 架橋ポリエチレン管(20A以下) ・ 配管用炭素鋼管(白) (3) 冷温水管 配管用炭素鋼管(白) ●硬質塩化ビニル管(VP) ・ ステンレス鋼管</p> <p>(4) 冷却水管 配管用炭素鋼管(白) (5) 空調用排水管 配管用炭素鋼管(白) ●硬質塩化ビニル管(VP) (6) 冷媒管 ●断熱材被覆鋼管 (7) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管は配管用炭素鋼管(白)とする。 (8) 加湿用給水管 ・ ステンレス鋼管 ・ ポリ粉末鋼管(PA又はPB) ・ 塩化ビニル樹脂鋼管(VA又はVB)</p> <p>9. 弁類 (1) 冷温水コイル廻り(標準図)の弁は(・ 仕切弁 ・ バタフライ弁)とする。 (2) 蒸気加熱コイル廻り(標準図)の弁は仕切弁とする。 (3) ファンコイルユニットと冷温水管の接続部(往・還)には、ボール弁を取付ける。 また、ファンコイルユニットには、流量調整弁を設置する。</p>																																																																																															
10. 温度計・圧力計	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">機材名</th> <th rowspan="2">計測部位</th> <th rowspan="2">温度計の種類</th> <th colspan="2">温度計の入口</th> <th colspan="2">温度計の出口</th> <th colspan="2">圧力計の入口</th> <th colspan="2">圧力計の出口</th> </tr> <tr> <th>入口</th> <th>出口</th> <th>入口</th> <th>出口</th> <th>入口</th> <th>出口</th> </tr> <tr> <td>冷温水機</td> <td>冷温水</td> <td>円形指示計</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>冷排機</td> <td>冷却水</td> <td>円形指示計</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>パッケージ形空調機</td> <td>サブライチチャンパー</td> <td>バルブ指示計</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レタンチャンパー</td> <td>バルブ指示計</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニット形空調機</td> <td>冷温水</td> <td>円形指示計</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>空気調和機</td> <td>サブライチチャンパー</td> <td>バルブ指示計</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レタンチャンパー</td> <td>バルブ指示計</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>熱交換器</td> <td>円形指示計</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ヘッダー</td> <td>円形指示計</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>縦向き流量計はビード管方式によるもので、止水コック付とし、図示の位置に取り付ける。なお縦向き流量計の形式は、(・ 固定式 ・ 着脱式)とする。 着脱式の場合、(40A 個 100A 個)を付属する。</p> <p>制御盤には(・ 給油ポンプ制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 漏えい検知警報 ・ 満油警報 ・ 減油警報 ・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御)の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 また、フロートスイッチ部はステンレス鋼製(油面検出部)とする。</p> <p>標準仕様書第2編3.1.4によるほか、次にによる。 ・ 建物内の空気抜き管の保温は空気抜き対象管から空気抜き弁までとする。 ・ 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ・ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ・ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。</p> <p>●冷媒管の保温外装は下記による。 屋内露出(・ 標準仕様書による ・ 保温化粧ケース(材質:)) 屋外露出(・ 標準仕様書による ・ 保温化粧ケース(材質:)) ・ カラー亜鉛鉄板 ・ 溶融アルミニウム亜鉛鉄板 ● ステンレス鋼板</p> <p>●保温材はポリスチレンフォーム保温筒とする。 ・ 送りダクトの保温要(保温の厚さ2.5mm、範囲は図示による) ・ 外気ダクトの保温要(保温の厚さ2.5mm、範囲は図示による) ・ 排気ダクトの保温要(保温の厚さ2.5mm、範囲は図示による)</p>	機材名	計測部位	温度計の種類	温度計の入口		温度計の出口		圧力計の入口		圧力計の出口		入口	出口	入口	出口	入口	出口	冷温水機	冷温水	円形指示計	○	○	○	○	○	○	○	冷排機	冷却水	円形指示計	○	○	○	○	○	○	パッケージ形空調機	サブライチチャンパー	バルブ指示計	○	○					レタンチャンパー	バルブ指示計	○	○					ユニット形空調機	冷温水	円形指示計	○	○	○	○	○	○	空気調和機	サブライチチャンパー	バルブ指示計	○	○					レタンチャンパー	バルブ指示計	○	○					熱交換器	円形指示計	○	○	○	○	○	○	ヘッダー	円形指示計	○	○	○	○	○	○
機材名	計測部位				温度計の種類	温度計の入口		温度計の出口		圧力計の入口		圧力計の出口																																																																																				
		入口	出口	入口		出口	入口	出口																																																																																								
冷温水機	冷温水	円形指示計	○	○	○	○	○	○	○																																																																																							
冷排機	冷却水	円形指示計	○	○	○	○	○	○																																																																																								
パッケージ形空調機	サブライチチャンパー	バルブ指示計	○	○																																																																																												
レタンチャンパー	バルブ指示計	○	○																																																																																													
ユニット形空調機	冷温水	円形指示計	○	○	○	○	○	○																																																																																								
空気調和機	サブライチチャンパー	バルブ指示計	○	○																																																																																												
レタンチャンパー	バルブ指示計	○	○																																																																																													
熱交換器	円形指示計	○	○	○	○	○	○																																																																																									
ヘッダー	円形指示計	○	○	○	○	○	○																																																																																									
11. 瞬間流量計	縦向き流量計はビード管方式によるもので、止水コック付とし、図示の位置に取り付ける。なお縦向き流量計の形式は、(・ 固定式 ・ 着脱式)とする。 着脱式の場合、(40A 個 100A 個)を付属する。																																																																																															
12. 油面制御装置	制御盤には(・ 給油ポンプ制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 漏えい検知警報 ・ 満油警報 ・ 減油警報 ・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御)の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 また、フロートスイッチ部はステンレス鋼製(油面検出部)とする。																																																																																															
●13. 保温及び消音内貼	<p>標準仕様書第2編3.1.4によるほか、次にによる。 ・ 建物内の空気抜き管の保温は空気抜き対象管から空気抜き弁までとする。 ・ 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ・ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ・ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。</p> <p>●冷媒管の保温外装は下記による。 屋内露出(・ 標準仕様書による ・ 保温化粧ケース(材質:)) 屋外露出(・ 標準仕様書による ・ 保温化粧ケース(材質:)) ・ カラー亜鉛鉄板 ・ 溶融アルミニウム亜鉛鉄板 ● ステンレス鋼板</p> <p>●保温材はポリスチレンフォーム保温筒とする。 ・ 送りダクトの保温要(保温の厚さ2.5mm、範囲は図示による) ・ 外気ダクトの保温要(保温の厚さ2.5mm、範囲は図示による) ・ 排気ダクトの保温要(保温の厚さ2.5mm、範囲は図示による)</p>																																																																																															
1. ダクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧ダクト ・ コーナボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ・ アングルフランジ工法 ・ 高圧ダクト(適用範囲は図示による) ・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの適用範囲及び仕様は図示による。 ・ 厨房系統の排気ダクトは標準仕様書より一番手厚いものを使用する。 <p>取付位置 ・ 図示した位置</p>																																																																																															
2. 風量測定口	取付位置 ・ 図示した位置																																																																																															
3. ダンパー	空気調和設備の当該項目による。																																																																																															
4. シールする排気ダクトの系統	・ 厨房系統 ・ 浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統																																																																																															
5. チャンパー	・ 空気調和設備の当該項目による。																																																																																															
6. 保温	<p>次のダクトは保温を行う。 ・ 全熱交換器の外気ダクトの保温要(保温の厚さ2.5mm、範囲は図示による) ・ 多湿箇所のダクトの保温要(保温の厚さ5.0mm、範囲は図示による) ・ 厨房及び湯沸室の排気ダクトの保温要(保温の厚さ5.0mm(RN)、範囲は図示による)</p>																																																																																															
1. ダクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亜鉛鉄板 ・ 普通鋼板(厚1.6mm) ・ 天井取付(・ スリット形 ・ パネル形) ・ 壁取付(・ スリット形 ・) 																																																																																															
2. 排煙口の形式																																																																																																
3. 排煙口開放装置	・ 電気式(遠隔復帰 ・ 要 ・ 不要) ・ ワイヤード																																																																																															
4. 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準平成20年版(一財)																																																																																															

章	項 目	特 記 事 項
○衛生器具設備	1.和風大便器耐火カバー 2.洋風便器 3.小便器 4.自動水栓の電源供給 5.紙巻器 6.水石けん入れ 7.水栓 8.掃除流し	和風大便器の防火区画貫通処理は標準図による。 洋風便器の洗浄弁の洗浄水量は8.5L/回以下とする。ただし、タンク式の洗浄水量は6.5L/回以下とする。 洗浄水量は4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 ・製造者標準仕様によるターゲットマークを設ける。 ・AC100V ・乾電池 ・自己発電 ・ステンレス製とし ・フタタッチ（スプアー付）式 ・フタタッチ式 ・欄付二連式 ・手洗器一体型 ・手洗器分離型 ・カウンター取付形 ・耐寒水栓（吊コマ） ・湯沸室流し用の水栓は泡沫式とする。 排水口は（ ・ 目皿 ・ 額付き共栓）とする。
○給水設備	1.配管材料 2.引き込み納付金 3.量水器 4.量水器樹 5.水栓柱 6.管の埋設深さ 7.凍結深度	(1)一般配管 ・ステンレス鋼管（SUS304） ・ポリ粉体鋼管（ ・ PA又はPB ） ・塩ビライニング鋼管（ ・ VA又はVB ） ・鋼管 上記の選択で、ポリ粉体鋼管又は塩ビライニング鋼管を使用する場合、厨房、浴室等のシンダー内配管はPD又はVDとする。 (2)地中埋設配管 ・ステンレス鋼管（SUS316）（ ・ 建物内 ・ 屋外部分） ・ポリ粉体鋼管（PD） ・塩ビライニング鋼管（VD） ・硬質塩化ビニル管（HVP） ・ポリエチレン管（屋外埋設部分） (3)水道直結配管 引込みは水道事業者の指定による。量水器以降は、(1)及び(2)による。 ・要（ ・ 本工事 ・ 別途工事） ・ 不要 親メーター（ ・ 貸与品 ・ ）子メーター（ ・ 買取り ） 親メーターの形式（ ・ 直読 ・ ハルス ）子メーターの形式（ ・ 直読 ・ ハルス ） ・水道事業者指定品（ ・ 貸与品 ・ 買取り） ・ 標準図MC形 ・合成樹脂製 ・ ステンレス製 ・ 人造石とぎ出し製 ・ 図示による ・埋設深さは原則として、一般敷地では管の上端より（ ・ 300mm ・ mm）以上 構内道路は（ ・ 600mm ・ mm）以上 屋外配管の凍結深度は mm
○排水設備	1.配管材料 2.洗面器等の排水管 3.放流納付金	(1)屋内 汚水管 ・コーティング鋼管 ・排水用塩ビライニング鋼管 ・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ・硬質ポリ塩化ビニル管（ ・ VP ・ VU ） 雑排水管・通気管 ・配管用炭素鋼管（白） ・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ・硬質ポリ塩化ビニル管（ ・ VP ・ VU ） ポンプアップ排水管 ・配管用炭素鋼管（白） ・コーティング鋼管 衛生器具廻り ・鉛管 ・ビニル管 (2)屋外 樹間 ・硬質ポリ塩化ビニル管（ ・ VP ・ VU ） ・排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管（REP-VU） ・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（RS-VU） ・コンクリート管（ ・ 外圧管1種のB形 ・ ） 屋内配管の範囲は屋外の第1樹までとする。 リサイクルビニル管の適用範囲（RF-VP）：屋内の無圧の排水配管用 （REP-VU）：無圧排水用途の硬質塩化ビニル管 （RS-VU）：埋設部で無圧の一般流体輸送配管用 (1)洗面器及び手洗器に直結する排水管は器具トラップより1サイズアップとする。 (2)給湯室流し等の床上部分の配管は、ビニル管でもよい。 ・要（ ・ 本工事 ・ 別途工事） ・ 不要
○給湯設備	1.配管材料 2.保温 3.その他	給湯管（膨張管及び補給水タンクよりボイラー等への補給水管を含む） ・ステンレス鋼管（SUS304） ・鋼管 ・耐熱性ライニング鋼管 ・保温付き被覆鋼管 ・架橋ポリエチレン管 ・ポリブデン管 標準仕様書第2編3.1.5によるほか、下記による。 ・湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。 電気式給湯器等の膨張水排水を設ける。
○消火設備	1.配管材料 2.屋内消火栓種別 3.屋内消火栓開閉弁 4.地中埋設配管の接合 5.保温	(1)屋内消火栓 一般 ・ ステンレス鋼管（SUS304） ・配管用炭素鋼管（白） 地中 ・ ステンレス鋼管（SUS316） (2)連絡送水管 一般 ・ 圧力配管用炭素鋼管（白）（Sch40） 地中 ・ 圧力配管用炭素鋼管（白）（Sch40）（外面被覆） (3)連絡散水用 ・易操作性1号消火栓 ・1号消火栓 ・2号消火栓 箱内に別途機器（発信機及び電鈴）取付用の板を設ける。 ・10K 外面被覆鋼管の呼び径100以下はねじ接合とする。 屋外露出部分 ・ 有（標準仕様書第2編3.1.5の給水管の項による。） ・ 無
○厨房設備	1.機器の寸法 2.機器の機能等	概略寸法とする。 図示による。
○ガス設備	1.配管材料 2.ガス充てん容器 3.ガスメータ 4.ガス漏れ警報器 5.気密試験 6.その他	都市ガス ガス供給事業者の供給規定による。 液化石油ガス 露出部及びコンクリート埋込み部 地中埋設部 ・配管用炭素鋼管（白） ・ポリエチレン被覆鋼管 ・塩化ビニル被覆鋼管 ・ナイロン被覆鋼管 ・ガス用ポリエチレン管 ・借用 ・本工事 親メーター（ ・ 貸与品 ・ ）子メーター（ ・ 買取り ・ ） 親メーターの形式（ ・ 直読 ・ ハルス ）子メーターの形式（ ・ 直読 ・ ハルス ） ・設ける（外部出力端子 ・ 有 ・ 無） ・ 設けない（ ・ 別途工事 ） 保持時間は、24分以上とし記録計による測定表を提出する。 ガスボンベ転倒防止の鎖は（ ・ 本工事 ・ 別途工事 ）とする。 ガスボンベ置き場のコンクリート基礎は、（ ・ 別途工事 ・ 本工事 ）とする。
○掃浄化設備	1.形式 2.測定表	・ユニット形 ○現場施工形 一定期間経過後、放流水質性能等を記入した測定表を提出する。

整理番号	工事名	図名	縮尺	一級建築士事務所 三重県知事登録第1-354号	一級建築士 大臣登録第182032号	図面No.
	令和3年度 鵜方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事	機械設備特記仕様書（2）		ナカムラ設計	中村 政文	M-02
A2→A3サイズに71%縮小				〒517-0501 三重県志摩市阿児町鵜方3033-10 電話(0599)43-0216番		

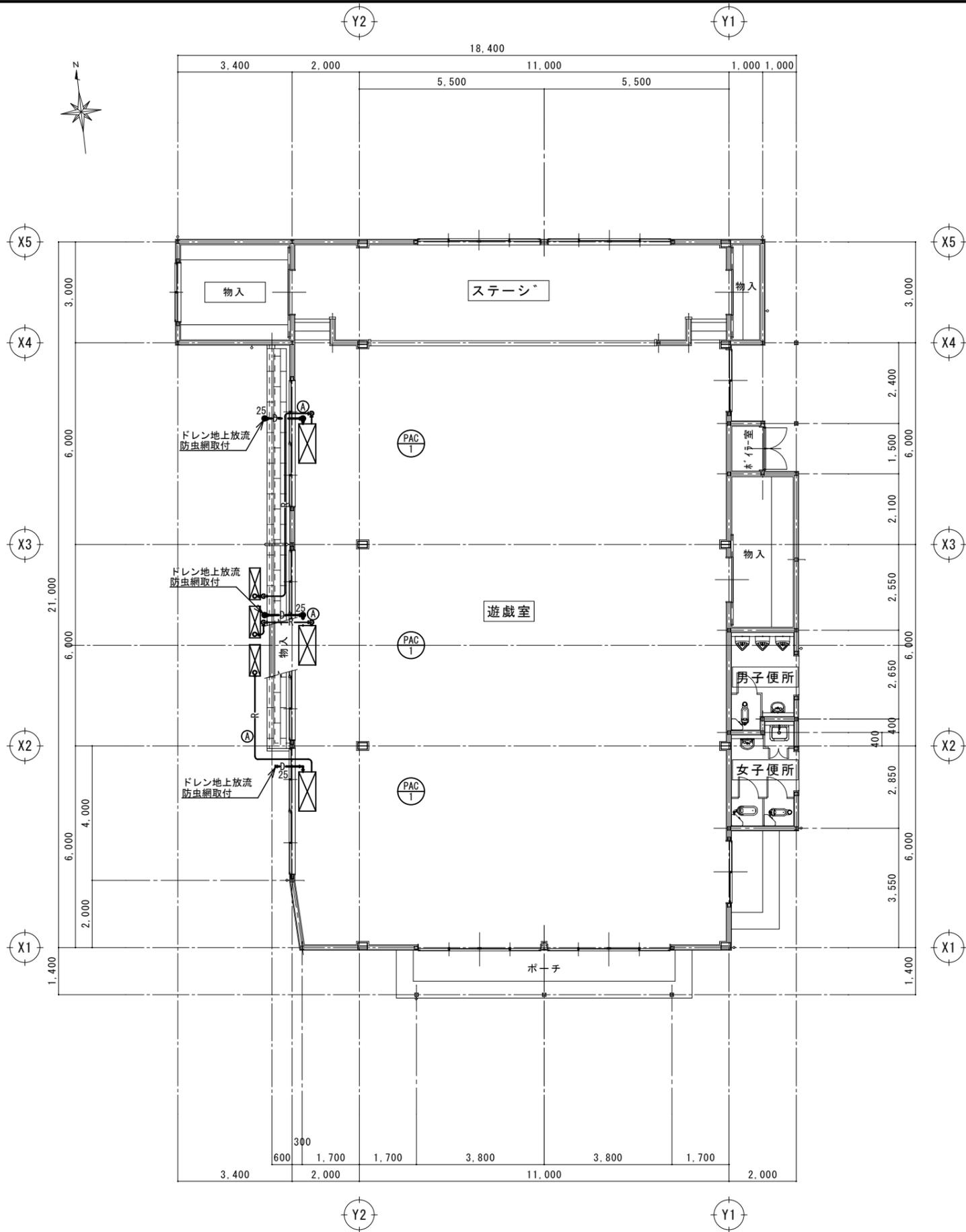


配置図 S=1/200



付近見取図

整理番号	工事名	図名	縮尺	一級建築士事務所 三重県知事登録第1-354号 ナカムラ設計 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方3033-10 電話(0599)43-0216番	一級建築士 大臣登録第182032号 中村 政文	図面No. M-03
	令和3年度 鶴方幼稚園遊戯室空調設備機器設置工事	付近見取図 配置図	S=1/200			
A2→A3サイズに71%縮小						



遊戯室 平面図 S=1/100

冷媒管				
記号	液管φ	ガス管φ	室内外電気連絡線	アース線
(A)	12.7	25.4	EM-EEF1.6-3C	EM-1E1.6

—R—	冷媒管	冷媒用保温被覆付銅管
—D—	ドレン管	硬質塩化ビニル管 (VP)

保温外装仕様
 屋内露出部 ステンレス鋼板
 屋外露出部 ステンレス鋼板

空調機器表					
記号	機器名	仕様	定格消費電力	台数	備考
PAC-1	パッケージエアコン	型式 : 床置形	3φ-200V	3	遊戯室
		冷房能力 : 11.3~28.0 kW	(冷)10.1kW		木台、ドレンポンプ
		暖房能力 : 12.6~35.0 kW	(暖)9.62kW		耐塩害仕様
		圧縮機 : 5.95 kW			転倒防止金具(室内外共)
		室内ファン : 0.300 kW			
		室外ファン : 0.292+0.292 kW			
		液管/ガス管 12.7/25.4 φ			

- 共通事項
1. 室外機基礎は室外機専用コンクリートブロックとする
 2. 空調機の電気容量は参考値とする
 3. パッケージエアコンはグリーン購入法適合、2015年省エネ基準値クリア品とする
 4. 空調機の能力はJIS条件とする